

平成20年2月29日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	上 山 隆 弘
5 番	服 部 千 秋	6 番	長谷川 原 司
8 番	中 井 政 喜	9 番	嶋 澤 達 也
10 番	花 畑 奈知子	11 番	熊 谷 直 行
12 番	上 田 富 夫	13 番	村 田 興 亞
14 番	桜 井 公 晴	15 番	橋 本 恭 子
16 番	北 川 嘉 明		

会議に欠席した議員

7 番 井 村 淳 子

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	藤 井 仁 美	書 記	西 田 美智子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前10時00分）

○議長（北川嘉明） 皆さんおはようございます。

平成20年第1回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

日程第1、一般質問を行いたいと思いますが、ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時00分）

（再開 午前10時09分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を行う前にご報告申し上げます。

本日、圓尾哲一教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

圓尾哲一教育長、発言を許可します。

○教育長（圓尾哲一） 失礼いたします。

既に新聞の報道なりマスコミの報道でご存じのように、2月13日に発生いたしました洗剤混入事件に関しまして、昨日、2月28日21時25分、給食センターに勤務する職員が逮捕される非常事態に至りました。食の安心・安全が叫ばれる中、給食を提供するセンター

職員の中から逮捕されるに至ったことにつきまして、教育委員会として給食を食べていた子供たち及びその保護者並びに町民の皆様の信頼を裏切る結果となり、心より深くおわびを申し上げます。

本日から、安心・安全の食を提供する者としたしまして教育委員会の教育長あるいは職員はもとよりセンター職員全員一丸となり万全の対策を立てて取り組んでまいる決意でございます。こうした事件が二度と発生しないよう十分な対策、対応を講じ、町民の信頼回復に努めていく所存でございます。

この事件について、町議会の皆様にも町民の皆さん含めてご迷惑をおかけいたしましたことについて重ねておわび申し上げます。特に町職員内部から逮捕者が出ましたことにつきまして、深刻に受けとめ、対応策を講じていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 圓尾哲一教育長の発言は終わりました。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（北川嘉明） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、1番井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 1番井川芳昭でございます。おはようございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

では、給食センターについてなんですが、けさの新聞報道等、また先ほど来も教育長の方から内部の犯行であったというような報道、また発表がございましたが、非常にこれ

残念に思いまして、まずこれを踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、今月の13日に起きました給食センター洗米機の洗剤混入事件に関してですが、13日の朝の事件が発覚しているにもかかわらず、15日のお昼に緊急招集がかかり、何事かと思えば、給食センターの事件の話でした。しかも13日の午前10時から午後3時ぐらいまでは所管の委員会、福祉文教常任委員会が開催されているにもかかわらず、まして教育委員会との会議の内容は、例の中国の冷凍餃子の農薬混入の話から始まり、太子町の給食の食材関係には中国製の野菜、または中国製のものはないのかというやりとりをしている最中であり、その2日後に緊急招集がかかるとは、何が緊急なのかというふうに私思ひまして、なぜこの事件発表に2日以上もかかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

発表が遅れたということでございます。これにつきましては、13日の午前7時4分に炊飯当番の職員が洗米作業に取りかかるときに異常を発見して、直ちに職員や栄養士に報告したわけでございます。それで、当日の給食の取り扱いということで、手洗いによって洗って給食を出そうということで、そういうことに至ったわけでございまして、それとあわせて液体がいわゆる洗剤と思われるということで、洗剤の納入業者に分析、いわゆるそういう調査を依頼した、それとセンター所長がちょうど、そのときはそういう対応、それと午前中が常任委員会開かれているということで、ちょっと報告が遅れたということでございます。その後、それからセンター所長が昼から私どもの方へ報告に来たわけでございます。そして、副町長、町長に報告をしたということで、その後の対応についてはご指摘がありますように、それ自体が不注意かどうか分からなかったということで、調理担当の方から事情聴取もいたしまして、分からないと

ということなので、警察ということになったところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほど来から、委員会があったから報告できなかったというような答弁ございましたが、委員会があったからこそ即座に報告しなければいけないと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） そのとおりでございます。ですから、それについては所長の判断では、これは洗剤という、ほぼ洗剤だというような認識の甘さといえましょうか、そういうことがあったというふうに思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 その当時、教育長は東京に出張されているような形で、対応の遅れというようなこともお話を聞いております。でも、そのために教育次長、または管理課長という方々がおられるのであって、対応の遅さっていうのはやっぱり次の役職の方に受け継がれていくものだとして私考えておまして、やはり情報の伝達の遅れですとかということは、そういうことはやっぱり常日ごろ分かっていたらっしゃると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 確かに最高は教育長でございますけれども、いわゆるそういう衛生管理的なものがあったとしても、そういうことは想定いたしておりませんでしたので、そういう危機管理意識の甘さということを言われれば、そのとおりだと思います。深く反省しております。申しわけございませんでした。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 まして13日の8時10分ですが、当日の給食の取り扱いをどうするかという協議されてますよね。なぜこのときに即座に連絡して、この日の給食からとめられなか

ったんでしょうか、その辺どうでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 8時10分、今言われましたそれについては、当日の給食の取り扱い協議したということですが、まず子供たちにえらいことになってるということなんでしょうけども、子供たちに何とか給食を提供したいということがございまして、手洗いによったら、機械を使うんじゃないし手洗いで洗米したということで、安全を確保したということで、そういう判断に至ったということでございます。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 本来、洗剤がつくべきところに洗剤があったというようなこれ事件だと思うんです。それが、事故であったというような形で解釈されて、しかもその後、事後2日間、問題も解決というんですか、原因も分からないままこの給食は継続して幼稚園、小学校、中学校の子供たちに、その状態の中で普通に安心・安全なおいしい給食と思って食べている子供さん方はおられるわけです。だから、その2日間に別の異物、またほかの薬品等が違うものに混入されていればどうするおつもりだったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今、井川議員が指摘されたことに対しては、本当に判断が間違っていた、甘かったと反省いたしております。何を言いましても、言いわけになると思います。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 分かりました。教育長初め教育次長、課長の人たちは、この給食をやっぱり食べておられないんです、日常。生徒たちはやっぱり日常にこれ食べるんです。だから、私から見ても、何か食べないから人ごとのように思えてならないんです、実際食べないから。私だったら、実際食べるとこれはやめとかなあかんというような形に自分自身も思いますし、多分皆さんそう思うでしょう。

だから、余りの危機管理のなさに私あきれます。

教育長は常日ごろ子供たちのためにとかというようなことを口にされておりますが、教育長の認識されているその危機管理とは、どういうものなんですか、お尋ねいたしたいんですが。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圖尾哲一） 危機管理の一番はやっぱり安心・安全を第一にし、そして子供のいわゆる命にかかわることを、大事にするべきところを今回こういうふうな判断、いわゆる判断のミス、それはやはりその中にはマニュアルというのんについて甘い点があって、今から考えますと、やはり現場、現場で即断、決断して判断していくようにしなきゃ、何もかも全部私のところで最終というと、今回みたいな出張ということがあって、こんな言いわけになって申しわけないんですけど、やはり判断が遅れたミスというのが起きると思います。そういう面で、やはり安心・安全は何かと言われると、やはり命、それから緊急の判断を現場主義でやっていくことに持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 その後、18日から2月20日までの3日間は給食を停止していただいたと。安全対策として防犯カメラの設置等、また警備システムの施錠箇所の拡大等の策を講じて21日から給食が再開されたわけですが、PTAにこういったプリントの配布でいろんな内容を、チェックリストの徹底とかマニュアルの徹底ですとか、そういった形で配布をされておりましたが、このプリントの内容を見ると、その事件の犯人が内部犯行であれば、これ内部犯行であったんですが、これ何の意味もないと思うんですが、その点はどうでしたでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 再開についてのその通知文についてでしょうけど、これについ

ては安全対策に防犯カメラとか警備システム等々挙げておりますが、これにつきましてはまだ私どもも内部、外部ということが分かりませんので、そういう内部も外部も含めた対策を講じていったということでございます。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほど内部か外部か分からない状態と言われておりましたが、そうならば給食を再開、21日から3月19日までの間は米飯給食、米飯に対しては委託で炊飯しているというような形でやられておりますが、これまた話の筋が違うと思います。たまたま犯人であろう人が洗米機に洗剤を混入しただけであって、今度はまたほかの食材または機材に混入される可能性もあるわけです。だから、この米飯給食だけをとらえて委託炊飯しますというこの考え方はどうなんですか、お尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 米飯給食の委託という、2月21日から3月19日まで米飯については委託をいたしたわけでございます。本来なら、直営部分もあるわけでございますが、この炊飯器自体が大きなものでございまして、いわゆる目視、目で見て確認できる部分、できない部分もございまして、そこは要するにとめて、ほかの釜類は高さも低うございますので、すぐいわゆる目で確認、始めと終わりは確認できるということで、そういう確認できるものだけはそれで調理して、そのいわゆる米飯システムについての機械ですけども、これはのぞくとか、ばらさなあかんとかというようなことの確認方法が要りますので、その部分はやめたということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 PTAの方が給食の停止から再開についての教育委員会からのプリントを見て、一体どうなってるんやと、わけが分からないというような形のことを言われております。教育委員会に対して不信感と不安感

を抱かれておりまして、とりあえず給食の停止をされて困る方もおられると思うんです。でも、大多数はこの問題解決まで給食停止をしてという声があるんです。この早期の給食再開について、これどう思われてますか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） この再開に向けましては、最終的には2月19日、臨時の教育委員会を開催して、3日間の給食をとめた対応策、それを報告いたしました。それについては、そこで21日からの給食の再開について協議しました。対策の結果、おおむねよかろうというようなことでございました。しかしながら、その夜の7時30分から太子町のPTAの連絡協議会を開催をいたしましたので、その中のご意見を聞きながら考えていこうということでございました。そして、PTAの連絡協議会の中では、そういう今井川議員が言われましたような心配もあるが、おおむね早く再開してほしいという意見がございましたので、21日から再開をしたということでございます。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それはそういった会合に出席されたごく一部でありますでしょうか、そういった限られた人の意見でもあったと思います。ただ、そういったレベルで、町の声で聞きますと、やはりちょっと少し早いのではないかという声が多数あったかのように思います。

それで、話は変わるんですが、先日の給食センターのこの事件について急遽集まりました委員会で、提出されましたこれ以外に、以前に事故が起こっていなかったのかというようなこととお話をしたときに、こういった過去の事件が、給食センター内で起こった事件が提出されたわけなんです。これ一番最初は平成12年10月23日、配送車のドアのかぎの破壊、これの事故から平成18年7月11日の食缶の御飯にボルトが入っていたということまで、今までこんなことがなぜ報告されていなかったのかと思ひまして、これは教育委員会

が知ってて黙っていたのか、給食センターからの報告がなかったのか、これはどちらだったんでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 12年10月23日の配送車のドアのかぎ、こういう、これは被害届を出すとか、一覧表お渡しいたしておりますが、これにつきましては教育委員会の方へ文書、または口頭での報告はあったというふうに聞いております。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 分かりました。

それとこの提出された事故以外に平成18年7月17日以降、これ以降の事故は本当になかったんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） これにつきましては、18年度と19年度ですが、今現在まででございますが、合計的には異物混入関係でございますが41件、その中にはほとんどが毛髪、虫とかビニール、ナイロン系、そういうものがトータルで41件異物混入があったというふうに報告を、これは直接には教育委員会の方にはないわけでございますけども、調査の結果41件あったということでございます。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどから髪の毛とかナイロン系のものが入っているというような形で言われましたが、御飯の食缶の中にボルトが入っていたというような、こういったようなことはなかったんでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） それはこの41件の中にはそういうことはございません。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 分かりました。

それと、以前から給食センターの人間関係でしょうか、人間関係におけるいじめ等の問題でパートの方々が次々とやめられていかれるという問題、または給食センターの食材、または物品がなくなるということをちょくちょく耳にしてきたんですが、そういったこと

は現実的にはあったんでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 物品がなくなるということはあったというふうに聞いております。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 そのとき何か方策であるとか対処されたんでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 全部ではないですけど、現場行って職員に話はいたしました。全部したか言われたら、それは全部しておりません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それはやったときとやらないときで何がどう違うかったんでしょうか。対応したときと対応してないときに何か違いはあったんでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） それによって、例えばですけど、今回逮捕されたもんが態度変わったとか、そういうことは何にも聞いておりません。それはちょっと推測で申しかねます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 今回のこの洗剤混入事件の発生で、いろんな過去の事故の経緯が明るみに出てきたわけですが、給食センターの施設の管理、または人員の管理、食材の管理は教育委員会として適正な指導、または対応がされてきてましたでしょうか、どうでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） こういう事件が起きて、適正な管理をしていたとはあつかましいて申せませんが、決してでたらめではなかったと思います。ただ、いろんな点で不祥事があったということについては申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 適正な対応と指導をされていれば、この中のリストと同じような何回も繰り返されてるような事故というんでしょうか、事件というんでしょうか、こんなことは起こらなかったと思うんですが、今後責任者の方が責任をとるという形のお考え等はございますでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 最高の責任者は教育委員会行政においては私でございます。どういうふうに責任とるかということ、まず今回の給食のこのことに関して万全の対策をとって、これはハード面もソフト面も含めて、特にソフト面、今井川議員が最初におっしゃいましたように、そういう面でやはり対応していかないかと。特に危機管理意識においては、私を含めて教育委員会あるいは調理センター内部を含めてやはり危機管理意識は、今の甘さから脱却させるのが大事なことだと思っております。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 分かりました。

それと、また少しちょっと話変わるんですが、給食センターの食材の安全管理についてなんですが、太子町の青空・夕市というんですか、そういったところから野菜であるとかいろいろなものの食材を使われてるという話もございましたが、この間中国の農薬問題が上がりまして、こういった野菜とか食材、夕市から入ってくる食材に関して農薬検査等是一直行っているのでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 給食センターに納入の夕市の野菜ということでございますけども、これにつきましてはご案内のとおり普通農業者がいわゆる農産物を出す場合には、米も一緒ですけども、農薬の散布時期、いわゆる農業日誌をつけるということでございますので、いついつ農薬を散布したというような記録がついたものでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 分かりました。

また、それと少し話が変わるんですが、最近小麦の値段の高騰でパンの値段が高騰しているとはご承知のとおりであると思うんですが、学校給食にはパン食があると思うんですが、この辺の給食費への影響というんですか、値段の高騰に対して、これ多分に出てくると思われるんですが、そのあたりの現状はどうなんでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 今言われましたように、当然牛乳もしかり、小麦粉、それからそれに伴いますパンということになってきますが、当面、これは先日でしたか、学校給食会を開きまして、20年度の給食費についての協議、決まってははいんですけども、当面はいわゆる現状の19年度のままの給食費でもってやっていこうと。その結果、いわゆる価格変動に伴います分は、途中ででもまた変更していこうということでございます。まだどうなるかということとは決まっております。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それは今のところは給食費に響いてこないという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） せんだっての給食のそういう給食費を委員会で審議する中では、1学期はこれでいこうと、その中において物価の高騰の幅なりを見ながらもう一度次の委員会のときに話し合うということで、結論は出さずに終わっております。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 現在、太子町で米づくりをされてる方、農家の方だと思うんですが、米が余って持っていくところがないという話をよく耳にするんですが、この小麦の高騰のこの時期を機に地産地消という観点から、米飯給食を週に1回増やしてでも、この太子町のお米を消費してはと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今の貴重なご意見踏まえながら、またそれは検討していきたいと思います。今ここでその米の値段のこともきっちり分かりませんし、あるいは今度委託する業者との関係もありますんで、今後今の貴重なご意見を踏まえて考えていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（北川嘉明） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 最近、やっぱり朝御飯はパン食っていう若い世代の方多いかと思うんですが、保護者の方からもやっぱりお昼は米飯にしてほしいという声もかなり聞くんです。パンは食べれないけども御飯は食べれない子はいないというふうに私は思っております。教育上、そっちの方が非常にいいかとは思いますが、太子町で米づくりされてる方にも大変励みになってくると思いますんで、今後また検討課題としてご要望していきたいと思っております。

いろいろ言ってもらいましたが、あとのことについては所管の委員会、給食センター特別委員会等でお話をさせていただきたいと思いますので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で1番井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

次、12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 毎度のことながら、町の選挙管理委員会に選挙で妨害や嫌がらせを受けた議員上田でございます。通告に従いまして質問をいたします。

私もいろいろ食のあり方といいますが、私も73歳で、戦争を体験した最後の昭和1けたぐらいかなと思うんです。給食については、当時の我々のコッペパンといいますかアメリカの脱脂粉乳で給食センターが始まったという、その辺からいろいろお尋ねしようかときょうは思っておったんですけども、たまたま先ほど、いわゆる情けない話ですけども、職員の中で逮捕者があったということなので、少し質問の内容を変えたいと思います。

まず、私の認識からいいますと、この事件は起こるべきして起きたとっております。給食センターのあり方について、まずは学校給食ということについて町も教育委員会も真剣に考えていなかったように思います。今回もまずは給食センターの建設ありき、あれぶつつぶして新しいの建てると、10億円ほどで建てんなんと。その準備から入っていったと。それを民間委託にするとということで、ずっと所管の委員会の会議録を読みますと、そのために人を減らしていくと、人減らしをやっていくということがありありとうかがえるわけなんです。そういうことが私は職員に、パートの方も含めてやっぱり微妙に心理的に影響してきたと言わざるを得ないと思っております。まず私の認識はそうです。その辺の認識について、教育長はどう認識されておられるのかお尋ねをいたします。

それで、給食センターで具体的に言いますと、午前7時4分に事件が発見された。先ほどの答弁の中にもありましたように、10時から所管の委員会を開いておったと。その間に約三、四時間の間、時間を空費しとるわけです。液体の分析を納入業者に依頼したり、それから当日の給食をどうすんだというような、そういうようなことに時間を費やして、教育長がこの役場庁舎におられるにもかかわらず連絡をしてないと。その後、教育長は東京へ出張したということなんですけれども、私はそれはちょっと信じられないです。町のこういったときに危機管理として連絡方法、どこに連絡すると、まずは給食センターからどこへ行って、それから教育委員会へ入って、それから各学校とか町長とか、そういう私は連絡体制ができておったと思うんですけれども、それはどう機能したのか、まずその辺をしっかりと答えたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 一番最初の人が減らされて、そこで不安があったんやないかという質問でございますけれど、その特にパートさんを含めてそういうふうにご考慮されて

たんやないかということにつきましては、やはりその人減らしというんですか、そういう面で安全管理において甘さがあったことは認めます。人減らしイコールではないんですけど、全くそこら辺に因果関係がゼロだったとは思いません。おっしゃるとおりだと思います。

それから、そういう事が起きたときの連絡体制について、やはり現場の所長に責任は私はないと思います。所長が私の方に即連絡するようなふだんからの意思徹底が強くできておれば連絡があったと思います。私が正直申して知ったのは、東京に着いて夕方の食事をしてるときでした。ですから、この辺についての管理体制は何と責められても私の責任でございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 私はこのマニュアルといいますが、いわゆる管理体制がきちっとできてなかった。これは教育委員会だけでなしに、これが給食問題で給食センターで発生したことやからこういうことになるんですけれども、例えば学校へ押し入って、例えば児童を殺傷したとか人質にとるとかというような事件があったときにでも、管理体制というのはできていなかったと、私はその辺が怖いんです。これだけ危機管理が叫ばれる中で、そういう体制がとれていなかったと。しかし、今までの議会の質問の中ではきちっとやっているというような答弁があったわけなんですけれども、その辺で事実の隠べいが私はあるのではないかと思いますので、少し突っ込んでお聞きいたしますけれども。

今回の事件以外にここに教育委員から後から出されてきました報告がありますね、平成2年からボルトがほうり込まれたとか車のタイヤをパンクさせたとか、平成12年からですね。この中で、私は何で給食の配送車が壊されたり電線が切断されたりしておるのに警察に届けてないと、被害届を。この辺がよく分からんのです。これ隠さんなんことやないで

しょ。

さらに、もっと重大なことが隠されております。事実把握しておりませんか。この洗剤どころやないという話。お聞きします。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 2つ問いが出てたと思います。学校の安全体制の緊急管理マニュアルというのは、これは毎年校園長会の4月の時点で確認して、それは前から申してますようにできております。ないというふうに誤解されたら困るんですけど、例えば110番に1番目にする、それから教育委員会にする、それからその間を並行して、もし子供が被害に遭うたら保護者に連絡するという、そういう4項目にわたってきちっと緊急の場合の安全管理マニュアルは学校側の方に対しては4月の当初に確認しております。

今の事故のことについて警察に届けてないのには隠ぺい工作というお話ですけど、やはりそういうふうに言われても、これは実際に届けたんが3件だけですので、それは私の方が幾らどない言ってもこれは弁解になると思います。届けなかったのは過失だと、そんなふうに認識しております。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、過失というものと違うでしょ。確信犯違うんですか、隠してやろうという。私は、届けるの、あした届けなんと思うって、うっかりして日がたってしまったというのは過失ですわな。だけど、こんなもん届けへんというのは違いますよ、過失と。隠しとこうと思うて隠したん違うんですか。どうもその辺が、私が教育委員会と話しよっていらいらしてくるのはそこなんです。悪かったと、弁解できへんと、そうじゃないんです。弁解できようが弁解、そんな話のレベルで終わったらいかんのです。なぜ届け出なんだかという、意思が働いて届け出なんだんでしょ。それを聞いとるんです。何で届けなんだんやという。

これもっと言いますが、平成12年時分から議会でも何回もあるんです、教育委員会で

問題あるやないかということは。何も今始まってどうこう言うたん違う。その間に、いや、そんなないですというてあなた方言うてきたやない。ないですと言うたという理由は何やということを聞っきょんです。だから、うっかりしとったとか、そんな段階の話と違うでしょ。と思います。

それともう一件、もっと言いましょうか、もう。清缶剤、いわゆるボイラーの洗浄をある種清缶剤で洗浄しますやん、清掃すんの。あれが1回に大体50ccぐらいでやるのが100倍ぐらいの量を投入して、それでボイラーとめて全部やり直したという経緯報告ありませんか。こっちから全部言うていかなんだら、何でそっちから言われんのですか。もうここになったら全部言ったらいいじゃないですか。違いますか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） ここに上がってる事態が、その辺は前に上田議員から指摘されたように、組織の連絡体制がええぐあいできてなくて、私の方がこん中には知らないものがあります。今おっしゃいましたボイラー室のそれも私が認識したんはごく最近です。おっしゃるように、50入れるところを倍入れたという話は最近聞きました。そういう面で、そういう組織の体制が甘かって、別にそれはボイラーにそんなたくさん入れて事が起きたということを隠したわけじゃありません。私はごく最近知ったので、それは今上田議員がおっしゃったことはそのとおりでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 すごく私は聞いていて風通しが悪いといいますが、現場から上の管理監督すべき課長及び教育長に情報が上がってこない。この体質は人事がやっぱり間違っと思ふんです。人事は恐らく町長の方でやられると思ふんですけども、町長、こういう人事のあり方についてどう思われておりますか、お尋ねします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） これは、人事とか、そういう問題ではないと私はこのように思っております。申しますのも、センターの職員につきましても、我々事務職から派遣している、教育委員会へ出向させている職員につきましては、センターの所長、それから事務職等でございます。あとは現業職員として、調理職員として雇っている関係で、そうした一人ひとりの考え方につきましては、これは教育委員会に出向しようと、また一般職についておろうとも同じ勤務形態でございます。それぞれの公務員としての意識の持ちようであろうと、私はこのように思っております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 違いますよ、町長、それは。過去の例で言いますと、よう話ありますやん、気に入らんさかい給食センターへでも飛ばしとけとか、体育館でもやっとかんかいというてよう話聞きまっせ、そういう話は。給食センター、ほんまに私はあの人員の適材適所にやられたとは思っておりません。もし町長がそう認識されておるんでしたら、もっと調査されて、本当に適材適所の人数をあそこに配置しとんのか、しかも長年にです。5年、10年の話やなしに、もっとスパンの長い話で給食センターをどう扱ってきたかということがこの問題の原点でっじゃないかいな。だから、任命責任者として私は町長の責任は免れんもんやと思ってます。違いますかな。私はそうやと思う。

それがそうでないとおっしゃるんなら、例えば過去10年間にわたって人員の配置全部出してみなさい。ほいで、その人がどんな責任があってどんな仕事をしてきたか一覧表にしてみたらすぐ分かります、パートの人も含めて。とにかく今の人事はむちゃくちゃでしょ。この福祉文教の常任委員会の会議録読んでみなさい。要らん人を雇うなとか、いろんな出てきてまっじゃない。実際は3人しか要らないんやけど6人とったとか。今現在、その方々が職場でどういう仕事をしておるの

か知っておりますか。今この席ですから、私は個人のプライバシーとか人権にかかわるから言いませんけども、それを承知されて皆おっしゃるんですかと言うてる。

だから、冒頭申し上げたように、建設ありきが先にいって、それを民間に委託せんなんから、だから人をいってたと。それが従業員に分かったから、もう今回事件を起こしたこの職員のことだけ言ってるのと違います、私は。給食センター全体の人間の、働いておる人たちのことを言っておるんです、今は。しかし、それがこういう事件を生んだということは、はっきり言いますが、やめられた職員の中から、皆さんご存じ、町長も知っとられると思うんですけども、私どもの方へ投書が来てます。この人はもう名前を明らかにしてもらってもよろしいと、議会の調査するんなら委員会に出席して証言もいたしますというておっしゃられている人の話の中にも、我々が調査しよるのとほとんど同じようなことを述べておられるんです。ですから、私は恐らく、恐らくじゃなしにこれは事実だと思います。そこで働いておらなければ知り得ないことがいっぱい書いてあるんです。恐らく町長もご存じやと思います。

あとは先日、この給食センターの洗剤混入事件について本議会が調査特別委員会を立ち上げておりますので、その委員会の調査を待ちたいと思います。

ちょっと気になることをお聞きするんですけども、食材の安全・安心ということで業者の決定、単価の決定は、これはどこでだれがしておりますか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 人事の件については、私から答弁をさせていただきます。

今、いみじくも上田議員の方からそうした質問をちょうだいいたしました。私自身、センター職員、センターにといいますが、教育委員会へ出向さす職員、それはどういいですか、立派な職員を出向させていると、このように思っております。また、センターの職

員につきましても、我々一般職員と同じくしっかりとした職員であると、私はこのように思っております。そうした偏った見方での人事はやっておりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 食材の納入業者、また決定者ということでございますが、価格決定については当然センターの所長でございます。納入業者につきましても、指定業者といたしますか申請がございまして、その一覧の中で品目によって決めていくということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 町長、そらそういうふうにおっしゃるなら、それでいいですけども、そしたら調査してもらえますか。例えば、所長、朝出てきて晩帰るまでの一日何をしたかというの。週刊誌読んでまっせ、勤務時間中に。ほとんど仕事ないん違います。ありますか。恐らく半分の時間があつたらできるん違いますか、あれぐらいの仕事やったら。だから、全部一遍出してみてください、それやったら、今度委員会に出してください。そら違います。

今、食の購入は所長が単価決めると、納入業者もということなんですけれども、米とかあいうパン、あれは何で地元の人の入札ができないのかな。

何か私の聞くところによると、文科省の外郭団体がそういうなんを一括してやると。それに従わんと、今度給食センターに対する建設の補助とか、そういうときにちょっとさじかげんがあるから、やっぱり聞いとかないかんのやという話があるんですけど、それはないですか。どこの、例えば米なら米で太子町の米全部使おうと、パンはどこのパンを使おうと、それは全く太子町の自由な裁量でやっていいもんなのか、その辺を再度確認しておきます。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今、パンなんかをどっかと癒着して決められとるんじゃないかという、ちょっと表現悪いんですけど、そうじゃありません。どこの業者のパンを買おうと決められておりません。

それから、牛乳とかにつきましても、例の雪印の大きな事件ありましてから、指定業者というのがありまして、その中から選ぶようになっております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、業者云々やなしに、これはちょっと私情報が古いんか分からへんけど、たしか昔といいますか以前は学校給食に使う小麦については、どこのパン屋であろうとその指定の小麦を使わないかんというような、そういうことは私はちょっと知識の中にあつたもんですから、ほんな今はもうなくなったということですね。それは私の認識違いです。分かりました。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 失礼します。

小麦粉、いわゆる小麦粉は体育協会、そこを通して入ってくるということでございまして、その加工を業者に頼むと。ですから、今上田議員が言われたように、パンをどこからでも買えるというものではございません。材料の指定というのが、それがあります。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 ほんな私の認識がそのとおりやったと思います。その辺が、やっぱりもう地方の時代に三位一体どうこうというような話で、国の方もやっぱり少しはその辺をもう考え直してもらいたいなと。太子町にはもうつくろうと思えば昔からこの辺は立派な作物ができておつたんです。やっぱり地元で顔の見える人から食は買うというのがやっぱり安心・安全な給食を実施する一番もとやと思いますので、その辺はまだ別のところで論議したいと思います。

最後に、これはちょっと余談なんですけど、給食センターが大体10億円から11億円ぐ

らいというのは、今町から出とる資料を見ると、それぐらいの建設費になるんですけども、1億円余りが国からの補助金、あと町の金と、それから町債、借金ですな、7億円が8億円ぐらい借金してやるということなんですけれども、今太子町は非常に不景気で住民も大変なときなんです。十数億円というと、1世帯大体10万円ですね、負担が。それだけの負担で、もしどうでも建てるとおっしゃるんなら、私は町債発行してみたらどうかと思うんです。今やったら多分国債並みでいきや、1.2までぐらいでおさまると思うんですけれども、今太子町が借金でやろうとしておる、その借金の金利は、恐らくそれより高いと違いますが、借り入れは。町民に町債発行して太子町民に買ってもらえば、今普通預金というか、銀行、金融機関に持っていったらもうほとんどただみたいな金利ですから。町民にもいいし、金利低かったら太子町もええし、それからそういうことによって町民の意識が行政に向いてくると、関心が向いてくると。今やったら、もうほとんど傍聴がないけど、そういう町でなくなってくるという非常にいいメリットがあると思うんですけれども、この考え方について、ちょっと突然といやあ突然なんですけれども、しかし今小さい町が町債をやるというのは、もうかなり以前からあちこちもう既に実施してやってますけれども、恐らく関心はお持ちやと思うんですけれども、このことについてもし何かコメントがあったら伺いたい。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 今ご提案いただいたわけですが、給食センターの建てかえということでの一つのお話でございますが、町長の施政方針で少し申し上げておりますが、建てかえということを必ずしも確実に決めているということではございません。事業手法等も考慮して検討する必要があるんじゃないかという考えも持っております。10億円とか11億円というひとり歩きしておりますが、実際にどれぐらいかかるか私どももはっきりした

金額は把握いたしておりませんが、約10億円ぐらいというような感じが今のところ思っております。その中で、財源としてのそういう町債という考え方でございますが、先ほど申し上げましたように、今まだ事業手法等についても検討段階でございますので、ご提案についてはいろんな考え方があるかと思いますが、今のところそういう検討していることはございません。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 最後になりますけれども、今の副町長みたいな答弁でずうっとだまされてきたんです。検討しとらへんと、考えとらへんと言うていつの間にやら、水処理のあれ14億円使い、あすかホールは初め28億円と言うて、最後できたん48億円や。みんなだまされてったんや。給食センター考えてないて。議員の中でそんなこと思うとん一人もおらへんで、既成の事実や思うとうて。だって、債務負担行為やったやないかいな。それはまた別や言うやる思うわ。そら分かつとんや。だけど、そういうやり方がやっぱりこういう環境、今問題が起きた、隠ぺいする体質をつくり上げよんやということを何ぼ言うても分からんのや。もっと素直にとんなはれ。

それで、いや、もうそれよろしいわ。最後に言うときますけど、アンケート、全町民にとってみてほしい、この問題についてどう考えるか。というのは、いいか悪いかじゃなしに、給食のあり方、学校給食のあり方、これでいいのかどうか。もっと突っ込んで、親の子供の給食をつくることの放棄、極端に言いますと弁当つくるの大変やから給食の方がええんやという、その辺まで突っ込んだアンケート調査、今しかないですよ。もうこういう事件が起きなったら、恐らくそんなアンケート調査とったって町民にはぴんとかうへんし、今やったら物すごい関心がありますから、早急にアンケート調査とって、本当に給食とはどうするのやという問題について、後の建設のことについても、そら十分参考になると思いますんで。私はぜひこの際、早急に

ですよ、しかも、早急にアンケートをとられることを望みますけれども、それについて意見があればお伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、1つ目ですが、債務負担行為のことおっしゃいましたけど、それは委託についての債務負担行為でございますので、建設に当たっての債務負担行為ということではございませんので、その辺よろしくお伺いしたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、建てかえも検討あるいはいろいろご意見をいただいておりますので、事業手法といいますのは、例えばそういった多額の投資をするよりは委託にするのであれば、今の現在の建物についてある程度の投資をして、それでも委託を十分受けていただけるのであれば、いわゆる耐震等も含めて衛生管理が十分できるのであれば、そういったことも可能ではないかということで先ほど来から事業手法等ということを上申しております。したがって、今のところご提案いただいたアンケートについては、現在そういった考えについては持っておりません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 終わります。

○議長（北川嘉明） うそ、うそ、うそ、ええの。終わってええんですか、もう。

○上田富夫議員 時間ある。ごめんなさい。はい、はい。

ちょっと中身変えたもんやから、済みません、質問の、何分ぐらいあるんですかね。

（「16分」の声あり）

16分。

それでは、安全・安心で暮らせる町について、年収300万円以下で生活する人々の暮らしの実情とセーフティーネットの具体的な構築について町の対策は経済から教育、福祉と、少し、このことについては答弁が幅広くなるといえますけれども、それで結構ですけれども、まずは年収300万円です。

ことがどういうことかということを理解をされておりますかね。

といいますのは、太子町の資料で年収300万円以下というのは給与所得者の66%です。ということは、3分の2が太子町の場合は年収が300万円以下ということです。共稼ぎの場合は若干それにプラスになるわけですが、例えば親子2人、それで子供があると、稼ぎも出られないという場合には親子3人が月300万円ということで暮らさなければならぬんです。そうすると、手取りが約16万円か17万円ぐらい。そん中から家賃や食事代とかあるいは車代、光熱費、水道、衣服、そういうものを賄っていくわけですが、昨今税を含めて食料や医療あるいは教育、年金すべてが値上がりしております。そこへ太子町は本年から水道料金を約34%の値上げをするということで、一般家庭にざっくりですけれども1万円以上、年間の値上げになるわけです。

そういうことから言いますと、一応300万円の生活というのが、例えば役場の職員の中で、パートの人とかそういうのは別ですよ、正規の職員の方で300万円以下の人は私はいらっしゃらないと思うんですけれども、一体平均給与が役場の職員は何ぼなんですか。ほいで、その中で300万円の暮らしの人をどう考えるか。自分らがこんなところで給料もろて生活しとったら、こんな人のこと分かんのです。ほんまに分かつてんかなということをお伺いしたいんですけども、いかがですか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 役場の職員の1人当たりの平均給与ということでございますが、これは予算書の中の給与明細の中に平均的な給与額が書かれております。平均年齢といたしましては43歳、一般行政職ですが43歳、平均給与額で申しますと38万6,460円ということでございますので、したがって上田議員のおっしゃるとおり300万円以上、平均的には300万円以上の方であるとい

うことでございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 そんなわけの分からんような答弁繰り返したたらあかんで。だれもそんな月給のこと聞いとらへんがな。年収何ぼやというて聞いとんや。賞与も含めてや、年収というたら。何言うとんや、この300万円やったって月給違うよ、これ。月給25万円から300万円言よんと違うよ。これボーナス含めて300万円。いやあ、課税すんの、ほんなら何か、ボーナス外して課税してくれるんか。違うだろうが。だから、平均聞かれて300万円以下の人はおらの分かっとるやないか。役場の職員でおらへんだらう。もっともっと上や。500万円、600万円、1,000万円やないか、人件費。給与やったら違うで、人件費、今度人件費という置きかえ方したら、1,000万円近うなるやないかいな。

それで、私がなぜこんなこと言うかという、水道上げるわ、国保上げるわ。金がなくてやむを得んと上げるんなら、そらしゃあない。だけど違うでしょう。あっこの水処理、あれ1件、前言うたように10万円でっせ、あれ。ほいで、水の、言うときますけども、高度処理した水やというて自慢げに言うけども、95%はふるとかトイレとか洗濯でっせ。飲み水というたら5%ぐらいでっじゃないかい。そんなもんのために14億円もかけて、何で洗濯やふる場や水洗トイレにあんな金かけないかんねん。そら金のあり余った町ならいいですよ。

だから、ここらで一遍もう箱物についてはちょっと立ちどまって、一遍みんなよく考えろと、太子町は、そういう姿勢どないですか、ちょっと立ちどまって皆で考えろやないかと。だめですか、そういう考え方。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） これ、上田議員、先ほど来いろいろとおっしゃっておりますが、この一般質問は一応私は通告制ということでとらまえております。そうした中で、この質問に答えられないかどうか、やはり資料関係も

ございます。そうした点、十分今後はよろしくお願いしたいと思います。

それから、水道、またどういたしますか、施設関係、私は今ハード面、箱物はほとんど言っているほどやっております。いみじくも今おっしゃいました水処理、それはふるとか洗濯とか、そうした使用水量が多いと。しかし、今の現状でどこの家庭でこれは、どういたしますか、ふるとかそういうものに使う水、飲料水だけを別に配管して使われる家庭、そうした家庭、私は聞いたことはございません。

そうした中で、あの高度浄水処理施設にいたしましても、いつも申し上げておりますが、クリプトスポリジウムの指標菌という菌があのお原水源には出ておりました関係上、これは対策を打っておかないと、クリプトスポリジウムが一つの菌でも出ますとすべての水をとめなければいけないというところで対策を講じさせていただきました。議員さんの方ではそうした見方もございましょう。しかし、もし手だてが遅れてそうした菌が発生した場合、やはりこれは行政の執行責任ということになってこようと、このように思うところでございます。そうした対策はやはり講じないといけないものは講じていかなければいけないと、私はこのように思っております。余分な工事をしたということは全くございません。

以上です。

（「何ぼ」「10分」の声あり）

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 今、通告してねえやないかというような話ですけども、いや、役場の職員の給与が何ぼやっちゅうようなもん、そんなもん通告せなんだら分からんちゅうような、そないな、ええ、僕はそんなことは常識や思うとうけども、そんなことも分からんと、それおかしいんやないですか、そんなもん通告するとかせんとかの問題と違うでしょう。たまたまちょっと出ただけであって、それをそんなもん通告せえへんとかなんと言

うのは、そろもうおかしいでっせ。

それと、何も私は水処理のクリプト対策が不要やとは言っていないです。しかし、ある町民から集まった税金の中で一番有効に使うと、本当に水に困っとんのかというのと、生活に困っとるのかと、どちらを選択するか、それを提言していくのが議員でっじゃないかい。だから、僕はあんな水処理に1世帯十数万円の金をかけるよりも、極端な話、1万円ずつの浄水器を蛇口につけりゃあ全部配ったって1億円余りで済むわけなんやから、そういう見方もあるということを使うとんです。ほんなら、14億円かけるより1億4,000万円で済んだら10億円余り余りまっじゃない。だから、そういう議論もあるということを使うとんです。だから、一遍立ちどまって給食センターとかいろんなことについてはみんな寄って、いい町にするために考えましょと、そういう考えはありますかどうですかということをお聞きしとんであって、私は通告にそんなに大きく外れているとは思っておりません。

次行きます。3番目、西田政年の本について、「裁判員に選ばれるあなたへ」という本が売られております。私は初めちょっと聞いたときに、この本が、こんな売れるかなという感覚があったんですけども、後で町内とか町外の本屋さんへ行って聞いてみますと、何か1版売り切れで2版も大方売り切れたと、3版刷ろうか思いよんやというような、そんな話を聞きましたので、かなりの部数が販売されたように思います。ということは、お金を出して本屋さんで買っていくんですから、私はそれは読まれていると、そういうふうに思いますと、その中身についてちょっと無視できない内容があるわけなんです。そこで町長にお尋ねいたしますけれども、町長はまずはあの本を読まれたか読まれてないか、あるいは内容についてだれから聞いたか説明を受けたりというような知り得た状態にあったかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 本が発行されておるといのは承知いたしております。しかしながら、それを私自身購入して内容がどうであるか、こうであるかというようなことは全く考えておりません。そうした中で、先ほども言われておりますように、何部販売されたとか、そういうのも全く承知してないところでございます。内容についてもどういう内容であるかということは私は存じ上げてはおりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 そしたら、これ本の宣伝になったらいけませんので言いませんけれども、ただ町長、これ太子の町民がかなりの方が読んでおられるんで、私は町長というのは太子の顔ですわね。その顔に泥を塗られたような、そんな感じがするわけなんです。ですから、町長のプライベートでなしに公人として抗議をされるべきやと思うわけなんです。例えば、こういうことを書いてあるんです。

例えば、首藤さん、何したんやというて聞いてます。そうすると、いや、わしもあほやったで、100万円ほど業者から受け取ってしまったんですよと、3年ほど前の話を打ち明けたと、こんな話がいっぱい出てくるわけなんです。これ町長、黙っとったらあきまへんで。絶対断固告訴して闘うべきと違いますが、いかがですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） いろいろなことが書かれておるといことは聞いておりますが、一々私はそうした個人的に出されておる書物について関知する気は毛頭ございません。また、そうしたことでいつも私も言われるのは、公人であるか私人であるか、これは皆さん方の考え方でございまして、本当に難しいところであろうと。逆に訴訟を受けたときは個人的に受けておるから自分で対応しないといけない、もしそれが公人として受けておるんであれば、またこれは公人とした対応の仕方

があるということも言えますので、そこらは私自身判断をしたいと思います。そしてまた、こうした件、私もご承知のとおり3年前ですか、リコール等々の洗礼も受けたところでございますが、そうした中で裁判、司法の方でしっかりと結論が出てるといふふうに考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 やっぱり太子町、私はやっぱり住んでよかったとか住みたい町とかということをよくおっしゃるんですけど、当局は。そうやなしに、太子町民だという誇りを持てる、そういう町になりたいと思っとんです。少々貧しくてもええし、少々不自由でもええんです。しかし、太子町におると、住んでおるといふことが日本全国どこへ行っても、あなたどこですかというたら太子町ですよという胸を張って誇りを持っていけるような、そういう町にしたいから言っておるんです。ですから、これはこんな本がほんな揖龍全部で読まれておるように感じるわけなんです。もしあなた、町長がこれで何の抗議もアクションも起こさなったら認めたことになるんです。それと何言うとなや、太子町はこんなとこかということにもなりますんで、ぜひ英断を持って町長はこういう不当なおっしゃるんなら、こういうことについて断固として闘っていくというまずは姿勢を示していただきたいというのが私の思いでございます。でも、答えてもらえそうでないので、この辺で質問終わります。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で12番上田富夫議員の一般質問は終わりました。

次、4番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 4番上山隆弘、通告の順に従いまして一般質問を行います。

きょうの質問は私の所属の委員会の内容でもありますので、大きくはまた委員会の方で取り扱わせていただきたいなとは思いますが、全体にかかわる大きな問題ととらえてお

りますので、よろしくお答えの方お願いしたいなというふうに思います。

また、逮捕のコメントが副町長のコメントで出ておりましたが、住民の皆様には謝りたいと、そういったことも踏まえて質問を後にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

過去からも、先ほど2人の議員が質問しましたように、いろんな問題を私自身も聞いてきたことがございました。しかし、それは確かな情報であるのかどうかという確認が私自身はできませんでしたので、今回この件が起こりまして私はさまざまな方から直接お話を伺ってまいりました。根拠のある中身でもって質問をさせていただきますので、お答えをよろしくお願いいたします。

それではまず、学校給食センターの洗米機洗剤混入事件について、大きく4つに分けておりますが、一通りお答えをいただきたいと思ひます。

まず、事件までの給食センターの日常の管理について問題がなかったか、反省点はないのか、全般について考えをお答えください。

2、なぜこういったことが起きたと考えられるか、どうとらえておるのかお答えいただきたいと思ひます。

原因を過去からの事件などからも推測できるところなどはないのか、委員会でも2人の議員も質問しておりましたが、過去の事件の状況について、若干の説明をいただいております。その内容などから推測できるところはなかったんでしょうか。

特に、現場事情について問題点はなかったのか。これはその報告においても、先ほどの議員もありましたが、警察に通報しているものとしていないものがある、その判断はどうあったのかということも思うわけですが、そのあたりもお答えいただきたいと思ひます。

3、事件後の対応について、先ほども質問がありましたが、なぜ遅れたのか、判断についてどうとらえているのかを、先ほどもお答えをお聞きしておりますが、簡単にお答えく

ださい。

安心・安全な給食のための取り組みについて、今回の対応は的確であったと考えているかお答えください。

報告と連絡の悪さについては指摘が多々方面からあると思いますが、危機管理について、予想できなかったのか、先ほどから言っております過去にあった事件などから当然対応が必定ではなかったのか、そのあたりをどう今考えておるのかお答えいただきたいと思います。

肝心な保護者や子供たちに対する対応に誤りはなかったか。

4、今後の取り組みについて、民営化への方向で進行中であるが、責任問題についてどう対処していくのか、今後の取り組みと今からの新たな取り組みなどどのように考えておるのか。

続いて、太子町が実現したい学校給食とはどのようなものなのか見解を求め、また今後の信頼回復に当たってはどのように対応していくのか質問いたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをいたします。

事件までの給食センターの日常の管理についての問題点あるいは反省点といたしましては、施設管理面においては警備システムの不備、またセンター内の食品庫等の出入り口にかぎがないといったような問題点、また調理業務を行うのに当たっては洗剤等の保管のあり方、出入り口、シャッター等の施錠の確認方法等々、問題点があり、反省点であるため、今回21日の再開に当たって安全策として改善を図ったわけでございます。

現場のなぜこういうことが起こったかということですが、こういうことは過去の事案なんかで推測をということでございますが、これについては私どもも推測ということではできなかったということでございます。通報、いわゆる通知については、ある分、ない分、現場の所長の判断した部分もございま

す。

それと連絡が遅れた理由といたしましては、子供への給食提供を優先させた結果であり、その採用については危機管理の観点から深く反省をいたしております。

今回の対応の反省点に当たって早急に危機管理マニュアルを作成して、万全を期したいと考えております。

保護者や子供たちに対する対応につきましては、各小学校、幼稚園のPTAの代表の方々の説明会とご意見を集約、また保護者に対しましてはそれぞれご理解をいただくためのお知らせの配布と各担任からの電話によりご理解をいただくよう各家庭に連絡をいたしております。

また、3日間弁当を持ってくる期間中の子供たちへの配慮についても、校園長会を開催して徹底を図ってまいりました。

今後の取り組み、また新たな取り組みといたしましては、基本構想をもとに改築の方向性を模索し、衛生管理の徹底できる施設の建設と民間委託により食の安全の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、太子町が実現したい学校給食とは、子供たちに安全でおいしい給食、子供たちに食を大切に作る心をはぐくみ、生涯にわたる健全な食生活の基礎を培う給食であろうと思っております。

今後の信頼回復につきましては、今回の反省点を一つ一つ改善、解決して、先ほど申し上げました目標を達成していくことが信頼の回復につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 非常に抽象的で、具体的には全然分からないんですけども、私も過去幼稚園のころから太子町の給食にお世話になってまいりまして、ここまで大きく育つことができました。今回、お母様方に、PTAの方々にもお話を聞くと、まだよくその事実の関係の状況を理解してない方もおられるんです、実際。とある親の方は洗剤が入った御飯

をうちの子は食べてきたんやと思っちゃったと言われる方もありますれば、その実際の動きがどのように対応をとられているのかも分からないし、実際その流れ、全然把握されておられない連絡体系でもあったと思うんです。それには、やはりお母様方の意見としましては、安心・安全な給食で学校の給食というのは当たり前で安心だと思ってたと。まして、自校方式ではなく集中的に大きな組織でおるので、より管理体制もしっかりしてて安心な給食を食べてたんだと。また子供たちの中には違う意見として、給食を食べるからこそ親としても安心をした、それは親としての責任という問題については少しは触れませんが、給食を食べるから安心してたという人もおられると。

連絡体系においても、非常にこれ問題があったというふうにとらえてるんですが、実際その連絡、学校の先生から全部回していただいたという説明でしたが、実際にはとある学校は役員からの連絡体系で回っております。私が確認した限りでは、とある学校は学級役員から連絡があったと。2月15日の金曜日、18時です。そのあたりが本当に徹底できてたんですか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今、一番最後で質問されました件、とある学校というおっしゃいましたんですけど、そういう報告は聞いておりません。私は連絡体制としては、そういう連絡網を使わずに、申しわけないけど担任が一人ひとり家庭の親御さんに、保護者に連絡をしてほしい、もしそのとき子供だけだったら、今度お母さん、お父さんが帰ってこられる時間にもう一度かけ直してもらいたいと、こういうふうには体制は組みました。ですから、連絡網を使ったというのは、それはまた確認して指導していきたいと、そんなふうに思います。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 実際、組んでもできてなかったら、それはできたことにはならないわけ

ですから、よろしく確認もしていただきたいと思うんですが、それまでも13日に起こったことが14、15と、子供も含めて学校の先生も給食を食べておるわけです。そして、どこかの学校ではカレーが出てるところもあります。

結局、教育長はふだんから指示をすることとして、学校の安心・安全については指導する立場であるわけです。ところが、逆の立場で起こった横のつながりの面での給食センターに起こった事件における管理対応は示さなくてはいけない場面である教育委員会が示せなかったと、先生とか子供たち何も知らなくて給食食べて帰って、その後で聞いてどう思われるでしょうか。供給が先に立つというのは、給食センターにも私伺いまして、給食をつくっておられる方々を見まして話を聞きまして、もう信じられないことが起きたと、私は情けないと、こういったことは本当に子供たちに申しわけない、何としても供給をしてあげたい、お父さん、お母さんが困る、そういった意見も聞いておりますので、給食センターの現場として給食を提供しなくちゃいけないっていう思いに至るということは分かってはいるんです。しかし、現場での対応としては、それはだれが聞いても停止すべきじゃないんじゃないでしょうか。その誤りは、最初からもう弁明の余地がないと教育長もおっしゃっておりますが、その反面、教育委員会として学校にした対応について教育長、どう思っておられますか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 学校への対応はどういうふうにしてやったか、どういうふう思うかということなんですけど、ここまで何度か校長会あるいは臨時の教育委員会を開き対応策を考え、そして指示をしてまいりました。その指示の不徹底な面が今さっきのような形で出てくることについては、どう思われるかということなんですけど、これはやはりもう一段と危機管理意識を指導せなきゃならないと思います。それも、きょうも12時半から臨

時の校園長会持っとなですけど、その場で再度厳しく徹底すると同時に確認もしていきたいと、そんなふうに思います。

○議長（北川嘉明） もう少し続きますか。給食センターまで行ってまいりましょうか。

○上山隆弘議員 じゃ、休憩。

○議長（北川嘉明） ええですか。

○上山隆弘議員 はい。

○議長（北川嘉明） ただいま上山議員の質問中ですが、この際暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午後0時00分）

（再開 午後0時59分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そうなんです。教育長、先ほど言った件、知らされてなかった、役員が回ったというのも、その日参観日があったんですね。

（教育長圓尾哲一「そうです」の声あり）

ほんで、懇談会もしてるんです。先生、教育長、もともと現場におられたわけです。その中のすばらしい校長先生がすばらしい教育長としてうちの町の教育長としておられると思っておりたいなと思っておるわけですが、やはり学校の現場で教育長、給食を食べるときに何も無いと思って食べられますよね。ご自分が校長をされておったとき、現場におられたときっていうのは、給食は当然安全・安心なものだと食べておられたに違いないと思うんです。学校の先生も今それに対してはどうしようもできない、もう信じて食べるしかないわけです。その現場で13日に起こったことが15日の金曜日に報告があって、懇談がある参観日があるといったばたばたしたときに言われたら、現場におられたらどう思われますか、教育長。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 確かにその日は、質問の初めから答えますと、東中は3年生だけ

懇談会が持たれておりました。そのとおりです。そういう面で、今上山議員がおっしゃったその連絡のミステイクがあったのは3年生です。それも確認できました。それで、給食をどんなふうな気持ちで食べてたかということは、もう安心・安全だと。ただ、校長は検食というのがあって、20分前に生徒より先に食べます。それは、もし何か腐ったもんが入ってるとか、いろんなことがあるかも分らんという前提のもとに、それは義務づけられております。きっちり20分前か10分前か、そこらはずれとる可能性があるんですけど、そういう気持ちで食べておりました。そういうどたばたの中で連絡して、そういう連絡漏れがあったということは、やはり現場を預かる校長としては、私が責めるわけにいかんと思います。そういう面では、現場の校長に申しわけないと思います。校長がどんな気持ちでおるか言われたら、そうだと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ですから、そういった面では、学校に対しては徹底的な指導というよりも、教育長、まずは謝って、自分の反省すべきところを反省していただきたいなと改めて思うところでもございます。

実際、親御さんにしても、給食会ですとか給食委員会、そこに参加しておられた方は直接話を聞いておられますので、ある程度の認識持っておられるかもしれません。ある程度の解釈をされたかもしれません。しかしながら、働いておられるお母さん、働いておられるお父さん、直接話ができない方々っていうのはまだまだ事情が分かっておりません。それに対しても、給食会にしても言えないですよ、実際。あるお母さんは言われました。本当に不満であるから物を言い出して、子供が給食を食べないって言い出したら困ると。食べ物に対して、そういった意味では食物の教育、そういった部分を含めて、先ほど言いました学校の現場におられた方がとった行動とは思えない、事情の見抜けていない現場の

状況、現場から離れて少しもう忘れてしまってるのかなと思いますが、いま一度本業をしっかりとしていただきたいと思うわけですが、そのあたりも含めてもう一度答弁いただけますか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 私、今さっき校長会で学校の校長には申しわけなかったとおわびさせてもらいました。それと同時に、そういう事情もあったんで、ああいう口頭だけでなく文書にしてお渡しすればよかったと反省しております。申しわけない思うとります。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどからの説明を聞いておりましたが、給食会であったり、役を持っておられるお母さん方とか、役を持ってる立場の校長先生あるいは担当の先生あるいは給食センターの人間は直接話が聞けるわけですが、実際に聞いておられない方への徹底は説明をしておられないに等しいと思うんです。とある地域の学校では、餃子の問題が起きたときに、一斉に調査をした結果を子供たちの給食はこういう状況でこういうところから仕入れて、こう買ってこう処理していますよということを、要するに安心で安全であることをちゃんとアピールしてるんです。自分たちだけが知って安心・安全の情報を公開しないというのは、これも手落ちだと思うんです。委員会の中ではそういったことも答弁いただいております、調査しておるということも聞いております。しかし、肝心の安心・安全を何度も何度も訴えるのであれば、それをまずは保護者であり子供たちに知らせるアピールをしてこなかったことが問題だと思いますが、今後の対応においてそのあたりはちゃんと徹底してくださるんでしょうね。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） すべてどういうんか、文書で、文字で残る形でより徹底していきたいと思います。先ほどの連絡については、そういうふうに言うんですけど、やは

り言葉だけというのは形に残りませんので、大勢の方に平等に等しい条件で、できるだけ等しい条件で情報が伝わるように細心の配慮をしていきたいと、そんなふうに思います。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それは私今回非常に思ったんです。うわさだとか確認ができない事実が結構あるんだなと。携帯電話も電波が立たなければ使い物になりません。議員も職員もやはり住民の意識に電波を立てる、アンテナを立てるという行為が大事だなと思っておりますので、今後その対応については私しっかり現場を回って確認していきたいと思っておりますので、そういったことが必ずできるように願っております。

また、これ遅れた原因の一つに、やはりこれこういうふうな事件が起きてきてますから、またかと、ある程度内部で起こったことだなという予想ができたことがあったんじゃないかなと。先ほど町長は、給食センターのセンター長には立派な職員を配置しておると、ただししかし今回の事件の場合は、私は残念ながら立派な職員であるとは言い切れないなというふうに理解をしております。なぜならば、センター長は、教育次長で前職があられたわけです。ふだんからそういったことに意識を持って、そういったことの実事も平成12年から起こっているようなこういう事件が出て、認識してなかったり、その内容を知っておらなくてということはずはないと思います。そして、太子町に住んでおる以上、うわさである話がちらほらと耳に入る現場ということも理解していつておると思うわけです。その中でとった対応は、もしかしたら内部犯行じゃないかという予想があった上での行動で、これはまずい。民間であれば、こんなことがあればもうすぐにストップです。安心・安全をかさに着たような対応をするということは、住民が安心である、安全であると思っておるものの中に対して入っていつて、そのかさに着たような対応を今後されるというのもどうかと思いますし、この人事の配分に

ついて、センター長の件、町長どう思われますか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） このセンター長の件でございますが、今いみじくも議員おっしゃいますとおり、前職は教育次長でございます。教育次長がセンター長に就任するということですが、それが本当にどのように逆に見られてるんかと、私はそういうふうに思うところでございます。前次長がセンター長、私は立派な人事であると、このように思います。しかしながら、行動ですね、それがいかに的確にそのときそのときの事や、また物事に対応できるかというのが、これは一番大事なことでないかと、このように思うところでございます。彼だからその職がどうかというようなことは、私はいかがなものかと、このように思います。人事的には私は先ほど来申し上げておりますように、どうというようなはございませんし、人物的にも立派な人物であることは思っております。しかしながら、もう人事っていいものは適材適所、できるだけ努めていきたいと、このように思うところでございますが、給食センターにいたしましても現業職員、調理職員ですね、配置がえる場所が限られてきております。そうした中での対応、そうしたことは十分今後も見据えながら対応していきたいなと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 もう今年も、私の父親とちょうどセンター長は同級生であります。ただ、自分が前任しておった職よりも極端に言うとな下の位置についてどういうふうな感覚で仕事をされておって、今まで給食センターというものをどう考えておったのかなというふうな疑問が浮かんでしまいます。そういった部分は検討していただきたいなということを思います。

それと、やはりパート、数が多いということで、雇っておる以上は一つ一つの作業はパ

ートの人間が責任を持ってこなさなくてはいけない、担当の職員がそれを責任を持ってこなすことができない現場体系にあったことは、これは現場の人間も理解しておるように私は聞きました。要するに、学校給食法ではフィフティー・フィフティーのパートと正規の職員という形であってこそ維持管理、指導、そしてそういった衛生管理において徹底ができた部分もあったかもしれませんが、こういうパートが多い状況では、こういう事件はもしかしたら起こってしまったのかもしれない。起こるべくして起こったのかもしれない。管理ができなかった状況を放置していたのではないかという視点もあるわけですが、そのあたりは給食の、太子町が当たっていったこの形というのをどのようにとらえておられますか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今の件につきましては、僕はパートさんは今回の件で立派な方ばかりだと思います。ほとんどが給食一生懸命、ほとんど言うたらいかんね、全員が一生懸命されとって、パートさんには全く責任はありません。

それから、次長の件で、僕ええ格好するわけやないんやけど、私がおっと組織をしっかり掌握しとったら、次長の、たとえ僕が東京へ行っていなくても、次長の判断はもっと的確にできたんやないかと思います。そういう面で、やはり今回の件は本当に申しわけないと思います。ええ格好してるわけやないんですけど、心からそんなふうに思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 しかし、過去からこの事件、事故等があったということは、兆しがあったということはもうある程度ははっきりしてると思うんです。ですから、これはまた委員会の中で質問をさせていただいて、具体的には詰めさせていただきたいなと。これは、今後の給食のためでもありますし。ただ、民間の委託に持っていくまでの間、とにかく何と

か終わらせれば良いというような考えはないですね。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） それは当然ありません。私を含めて一人ひとりの自覚を高めていくことが今求められてると、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 逆に、ではそういった意味では給食センターの環境、民間委託にすることによって作業の部分を業者に任せることによって、住民の方の中にはそうすることによって給食がどうなっていくんだということはまだ聞いてない、理解してないと。民間委託は聞いたけども、どうなっていくんか分からない、もしかしたら中学校の給食はなくなるん違うんかと言われる方もありました。これもまた、それだけ伝えなくちゃいけないことが教育委員会は伝えられてないんです。それをきっちりと理解していただいて、役を持っておられる方ですとか、そういった学校に任せるとかという横着をせずに、ちゃんと向き合えるような体制をとっていただきたいなと思います。

そしてもう一点、一番気になるのは、民間委託になった中での管理体制、そこに持っていくまでの今マニュアルをつくっておられるとおっしゃってましたが、確かにこんなこと予想できることではないですから、マニュアルがないなっていうのもある程度理解しないわけではないです。しかし、その連絡においては、学校においての対応においては、教育長、学校に指示をするわけですから、その辺具体的にどう対策をとられるのか説明をいただだけませんか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） おっしゃるとおり、学校には当然連絡体制はとります。それから、今度委託する業者に私と次長が出向いて、直接時間をかけて、こういう体制で臨んでほしいということを申します。それは確實

に文書やなくて出向いて申します。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 最後に、教育長は教師時代に野球部も指導し、自分から走り回って指導する立派な先生であったという声も聞いております。教育長として、しっかり走り回って立派な教育長で最後頑張っていたきたいなと思いますし、町長、やはり私はその人事という部分だけではなく、それを見過ごしてきた町の責任というのは、給食に対する政策として問題があったのではないかなと思います。町長、最後にいかがですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） こうした事案がたびたびあっては困ることでございますが、しかし私も太子町の最高トップでございます。そうした面、十分に教育委員会とも連携を図りながら対応をしていきたいなと、このように思いますが、しかし反面、そうした委託問題等々につきましても、我々は一般行政、そして教育部門、その形態の違いというものこれは一つのどういいですか、お互いが理解し合う道でもあるのではないかと、このように思います。今回の件に関しましても、私も教育委員会の方に足を運ばせていただいて、教育委員さんともお話をさせていただいたところでございます。十分に連携を図りながら、太子町全体として取り組みをさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 しっかり人事の配置にしても、そのあたりそこで教育委員会の人間として対応していかなくはいけないわけですから、いい対応を願いたいなと思いますし、先ほど申しました教育長、教育委員会に申しました安心・安全ということの信頼を勝ち取るためには、走り回ってちゃんと説明をしていただかないと困ります。現段階でもまだ不安、不満に思ってる、安心・安全ではない、不信です、危険ですと思っておられるご父兄

の方もおられます。子供には直接言えないという親もいます。ですから、ちゃんと大丈夫なんだという保証を示していただきたい。一つには、きょう逮捕ということで犯人が分かった、はっきりしたということはありません。しかし、その対応、今回井川議員も質問してありましたが、20日に配りました資料ではどうなのかなっていうふうな声も出ております。御飯への対応も聞いております。委員会でさせていただきますが、しっかりと取り組むことの約束を再度お願いをしてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今の上山議員の最後の質問については、しっかりと受けとめて対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それじゃ、2番目の町立保育所の運営についてということでご質問をさせていただきます。

終戦と同時に戦争がもたらした母子家庭、また子供等に対する救護政策が必要となり、児童福祉法が制定されました。

太子町においても保育所、各地にあるわけですが、民営化という名のもとに指定管理者制度ということで園の運営を行ってまいりました。そして、片や町立の保育所も、まだ直接を運営をしておる保育所も存在しておる状況が太子町の状態でございます。その町立保育所の運営について、現在太子町が考える保育政策について問うてまいりたいと思うわけですが、きょう提出しておりますとおり読み上げます。

太子町としての考え方と取り組み方について具体的な考えの説明を求め、現状の課題と対策について説明を求めます。

保育が必要な家庭環境への対応と子育て環境についてどう考えているのか。また、近隣の状況からの対応と課題についての説明を求めます。

## 2、指定管理者の保育所と町運営の保育所

について、スタート時から今日までの経過から課題を含めて今後の対応について質問いたします。

実態の把握についてはどのように行い、どう把握しているのか。また、それらから今後の取り組みについてどう考えているのか。

保育士への指導について、完全町運営と指定管理者の違いはないか。また、その内容についてどう対応してるのか、今後どうするのか。

町営との違いがあるのか。あるならば、運営方法としてどう解釈しているのか。違いを認め各園の個性として進めていくのか均一化を図るのか、今後のさまざまな内容についての考えの説明を求めます。

3、今後の取り組みについて、子育て環境について問う。

現状の問題点と理想とする保育行政とその課題について町の考えを問う。また、実現に向けての取り組みについての計画の説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） お答えをいたします。

まず第1点目でございますが、太子町が考える保育政策についてのことで、考え方と取り組みの方法にお尋ねがございました。考え方といたしましては、やはりこれは児童福祉法の規定に基づきまして、保育の基本といえますか、その基本方針にのっとり取り組んでおるということでございます。ご承知のとおりでございますが、繰り返すようでございますが、保護者の労働とか病気とか家族の介護といったような理由によりまして、児童の保育に欠ける場合にその児童を保育をするということに尽きるわけでございます。これが基本方針ということでございますので、これに基づき取り組んでまいっておりますし、今後もうこう取り組んでいくということでございます。

それから、現状の課題、その対応策というお尋ねでございますけれども、現状の課題

といたしましては、本町だけではないと思います。これは全国的な傾向と申しますか課題といったことで上がっておりますが、どうも子供たちが家庭や地域において人とかかわりの経験が少なくなってきたこと、また生活のリズムが乱れておるといったことでの子供を取り巻く環境が変わってきたこと。社会の進展といいますか、そういった社会の状況とも関連するんですが、そういったことで子供の生活環境が変わっていることとございまして、また一方、保護者の方も子育てについての孤立化といいますか、なかなか昔のようなネットワークといったものがない現状。また、子育て、子供そのものに関する理解の不足といったような傾向が見受けられまして、非常に不安や悩みを抱える親御さん、保護者の方が増加をしてきていることと、これは日本の全体の傾向であろうと思います。

本町もそういったところでの課題がございまして、それについてどういうふうに対応していくかということとございすけれども、なかなか保育所の職員が親御さんとかかわりの中でやはり気安く悩みが打ち明けられ、またそれについてお話が十分にできるという時間が欲しいわけでございすので、そういう保護者の方から気楽に話しかけられる環境づくりといいますか雰囲気づくりというのが保育所の方に今求められておるのではないかなということ、保育所の方でもそういったことに配慮をして取り組んでいただいていることとございす。

ほっから、指定管理者のお尋ねでございしたんですが、この実態の把握についてでございます。これも指定管理者、一昨年から開始でございますけれども、正式な書面といたしましては当然、年度終了後、事業終了後、報告書といったような形では出てまいります。それまでの間、指定管理者の方と、また園の職員と、それから保護者の代表の方と、また役場、社会福祉課の職員の方での俗に言う4者によります石海保育園運営協議会

というも組織化しておりまして、それらの中で4者におきましますところの意見交換、情報交換といったことを行っておりまして、これまで私が聞いておりますのは、まずそういった意見交換会を何回も通しまして保護者からの評価、信頼もかなり高くいただいております。また、日常的には保育所の方から、保育園の方から町の方へ要望等が頻繁にといいますか、かなりの頻度でもって行き来をしておりますので、必要に応じて一つ一つ善処しておりますという状況でございます。

ほっから、保育士への指導というところとございす。完全町営運営と指定管理者との間の差はあるのかどうかということとございす。この保育士の仕事といいますのが官民を問わず、これも保育指針の方で示しておるんですが、その指針の内容に沿ってそれぞれ研修も行われ、またそれぞれの保育士も自分の任務というのは自覚しておるところとございまして、特に差異というのは保育士が目指す方向についてはないというふうに思いますし、したがって私立等保育所の職員に対しまして町の方から直接的に指導をするといったところはございません。また、町内の保育所の職員の研修の状況を見ますと、公立も私立も同様で、一緒になりまして西播磨地域、また町内4園合同といったような形で研修体制がしかれており、またそれを形で実施をしておるところとございす。したがって、特に大きな差異はないというふうにご理解をいただいたらというふうに思います。

そっから、同じく町営との違いといいますか運営方法としての違いということとございす。これも指定管理者をとった最初のいきさつといいますか契機となりましたのは、当然、指定管理者制度の効用といったところに重点を置いて適切な民間事業所に管理をゆだねるという指定管理者制度の活用そのものをこの石海保育園の運営形態をとったいきさつとございす。施設管理また保育サービス

の提供等事業全体の責任というのは町にあるわけでございますけれども、運営またカリキュラムの策定、具体の運営でございますね、これにつきましてはそういった事業者、指定管理者のノウハウによるところの効率的な運営といたしますか、そういったことでの採用をさせていただいて指定管理者制度の特性を生かすというところでございます。違いといたしますとそういったところではないかなあと、指定管理者制度の特性といったところではないかなというに思います。

それから、最後の今後の取り組みについて、子育て環境についてということでのお尋ねでございましたが、一番最初に申し上げました課題また現状等を踏まえまして、今現在、国の方でも検討会が設けられております。ご承知かと思うんですが、保育指針の見直しにつきまして今、審議をされておるところでございまして、その内容を見ますと、保育の基本というほかにやはり教育機能の充実というのが課題の大きな柱かなあというふうに思っております。

また、先ほど来、保護者を取り巻く社会環境の変化といったようなことを申しましたが、やはり子育て支援という役割の一層のニーズといたしますか、役割が高まっておるといった課題がございます。その辺の検討をされておるようでございますけれども、やはり保育の特質といたしますか、養護と教育の一体という言葉が国が言っておりますけれども、そういった養護と教育が一体となり、また豊かな人間性を持った子供に育成をするんだという最終目標といたしますか目標に向かって私たちもこれは保育行政を進めていかなければならないというふうに思っておりますし、進めていくに当たって保育士の研修といったようなことがその裏表に出てくるわけでございます。やはり保育士一人ひとりがやりがいを感じながら働き続けられるというところで、保育所における質の高い人材の確保というところを目指していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 トータルして説明をいただいたわけですが、先ほど部長おっしゃったように保育所の保育指針というのが確かに見直しをかけられております。部長はそれに目を通されたということでしたが、そこに上がっておる課題というのは、やはり今、国の単位で見直しをかけられておるところです。しかしながら、一番身近な地元で動く行政体は、もう少し早くそういった現実というものに気づく点が過去からあったのではないかなというふうに思いますが、そのあたりの課題に対しての政策の出し方というのは国に準じた形でしか動かないのか、それとも独自で、確かに今回の予算を見ましても新しいほかの面での取り組みをしていこうとしてる姿は見えますが、保育所に対してのそういった考え方、とらまえ方、動き方というのは検討はどのように進められておられるでしょうか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 国の指針を待ってというのではなく、やはり日々の中でこういった課題点というのが浮き上がってまいります。したがって、放置をしてるのではなしに、それぞれの保育所、保育園におきましてもやはりその問題に対して対応をすると、棚上げにするのではなしに。当然保護者とかかわりというのは、単に保育をしてただけで済むという問題ではございませんので、当然保護者との協力が要りますし、保護者とまた保育所の方の目標の方向が違ってはこれは何なりませんので、そういった意味からも当然同じ方向を向くに当たっての協議といたしますか相談といたしますか、それについては放置をしてない、その都度対応しておるところでございます。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そういう考え方とはまた細かなところは私、所管ですのでまた聞いていきたいんですが、実際じゃあそういったことも踏まえて理解をして、民営化の方向で今お願

いをしている指定管理者にお任せをされたんだというふうには思うわけです。やはり先ほどの教育委員会での質問と同じように現場での対応であったり、現場の動き方っていうには無視はできないところがあると、そういったふうに思うわけですが、その絡み方ですね、町立と指定管理者との折衝の仕方、かわり方、そのあたりに問題を感じてるところはないですか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 問題というのは私たち特に感じておりません。石海保育所にしましても斑鳩保育所にいたしましても、ほかの安養さん、二葉さんにしましても頻繁に連絡というんですかとっておりますし、最近も石海保育所の方と連絡をとり合っていたというのは私、横でよう見ておりましたので、特に差というのはございません。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 保護者は、今たくさん保育所ある中から選べる体制にあります。保護者は、やはりちまたのうわさであったり自分が感じるものでとらえて、いい条件のところを探していくということになります。そういった中で町立保育所のあり方、私立の保育所に違いがあっても、それは選択ができるということではある意味よいのかもしれませんが、伸び伸びとした保育を求めておられる方、ある程度の教育が入っていく保育所を求めておられる方に選択ができるというのはよいのかもしれませんが。

ただ、民営化ではあるがそこは町立の保育所であると考えるわけですが、そこに対しての町立と名のつく保育所が民営化をされてる中での指導という部分においては、要望を出すところはないんでしょうか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今、上山議員さんの要望という言葉が使われたんですけれども……。

○議長（北川嘉明） いいんですか。いいですか。

○生活福祉部長（丸尾 満） ちょっと行き違いが私が受けとったのとあるのかなと思いますので。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 要望という言葉が適切かどうか分かりませんが、指導といった、町立の保育所としての形にこういうふうにしなさいという要望を指定管理者の方に出すということとはしてないわけですね。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保育指針にかかわりますところの根幹にかかわる部分についてはないと思います、当然そういうわきまえてやられておりますし。ですから、こちらから勧告的な指導といったことは、私これまでは見てません、聞いておりません。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 勧告とかそういったことではなくて、町が直営でしておる場合は主体はこちらが持たなくてははいけませんので当然現場任せにされてるのかもしれませんが、こちらの保育政策としての考え方を、こういうふうに運営していきなさいという指導は行っておられないんですか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これも保育指針ごらんいただいたら出ております。こういった保育をしなければならないかということが出ておりますので、その大きな指針に沿っての中での運営でございますので、それから外れておるといようなことがあれば当然指導が出てくるんですけども、外れておらないということでございます。

（上山隆弘議員「分かりました」の声あり）

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ちょっととらえ方が違うのかもしれませんが、要するに保育指針に沿った形でやっておれば、町はその保育行政に対しての考え方を示した指導はしないということですね。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保育の方針についてはそうなのですが、先ほど来も言っております課題等が生じてまいります。それにつきましては当然、指導という言葉が適切かどうか分かりませんが、やはり一緒になって協議をするといった場はございます。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そういった意味の質問をしましたのは、やはり今、のびすく、それから違う方面での子育て支援っていう形に対しては力を入れていってるんじゃないかなということを思うわけです。その中で、保育所のあり方としてこういう保育所であってほしいという指導というよりも要望に近いんでしょうか、そういったものを示して、保育所が皆さんにとってこういう存在でありたいなという形を町の位置づけとして位置づけることも必要ではないかなと思うんですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 言葉といたしましては出ておるようでございますが、そういうもんを突き詰めて申しますと、保育指針に出てくる言葉でもって引用をしておるといったことが妥当かなあというふうに思います。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、待機児童がゼロになったというようなことで報告受けておりますが、先ほど部長も説明をされました環境の変化ということをおっしゃっていましたが、保護者の生活実態も変わってきておる中で、やはり子供を親が見るのは当然のことですし、親が義務を感じてもう少し自分たちで見える努力をしていかなければいけないというのは個々人が感じるところでもあるとは思いますが、町としてそういった受け入れ態勢の今後、緩和等に関してはどのようにお考えですか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 待機児童の解消ということが本町におきましても大きなこ

れまでの懸案事項でございました。が、一昨年の石海保育所の開設でもって実質的にそれが状況は解消をしておるということでございますが、今後の受け入れのお尋ねやったかと思えます。これにつきましては、やはりそういった保育をしなければならないご家庭がそのまま待機の状態というのはこれは好ましくありませんので、待機児童がゼロというのはこれは当然一番最初に持っていきたいわけですが、ほかにはいろんな方策といえますか、ああいうことも国の方からも出されております。

本町ではそういったことで、当面、待機児童といった、要は解消したというふうには思っておりますけれども、全国的にはなかなか待機児童の解消というのがゼロにはならないという前提でもって、各ご家庭でのホームヘルプ的な制度を考えておるとかといったようなことを新聞等でも発表されておったように思います。そういった世の中の流れといえますか国としての制度の変更といえますか、そういった点も踏まえましてこの地域に合った、やはり保育の必要な人については保育をするという基本でもって考えていきたいというふうに思っております。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 保育指針の中には、保育所の役割というのは子供の最善の利益を考慮するということですね。そして、入所する子供の保護者に対する支援、それから地域における子育て支援など保護者に対する支援等を行う役割を担っていることを明確化すべきであるということが今後求められている課題としても上がっております。確かに、保育所が保育所の運営としてその指針にのっとって各自その施設長が運営をしていくというのは、それは理解はしておるところです。しかし、町もその受け入れ態勢等現場、現状を知る中で方向性っていうのは政策の中に盛り込んでいかなければいけないのではないかなというふうに思うところもあるわけです。要するに、太子町が保育所に対する考え方をもっと

明確に示し、もっと受け入れ態勢も柔軟化することも必要なのかもしれないという声も私は聞いております。そういった部分においての考え方の検討をどう進めておるのかというのが私は知りたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保育指針一辺倒ではございませんで、最近の特徴といたしましても、保育に欠けるご家庭の保育という本来の目的以外での要望といえますかご希望をされる向きがございます。少子化の影響でしょうか、やっぱり同年代の子供同士の触れ合いの機会が極めて少ないといった社会現象といえますか、子供さんが多い時代でしたら保育所へ上がるまでもご近所での子供同士の触れ合いの機会があったんですが、そういったことが極めてなくなっている状況から、子供の発達を考えてやはりそういった多人数での場へ子供さんをやりたいといったようなご希望がございます。社会性を身につけるといったことでの保護者のご意向だろうと思うんですけども、そういったことでの保育所受け入れといったようなことがご希望として声として上がっておりますので、そういったことへの対応というのが今、上山議員言われる政策の上でどう反映させていくかというところで、これも検討をしなければならぬなあということは言っておるんですが、まだ大々的に申し上げるといったところまで至ってないというところでございます。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 保護者に対する支援ということもあるわけで、保護者一人ひとりの自己決定を尊重することということも検討の中に入っておりますし、今後では小学校との関係ということも課題として上がってきております。そういったことを考えますと、小学校は町立でもございますし義務教育でもあります。私が前の仕事をしておるときに、小学校の先生がよく言っておりました。保育所や行く幼稚園によって子供の質が違うんだと。私

たちは教育現場にいるから分かる、靴の一つのそろえ方、食事の一つのとり方を見ても分かるんだよと。しかし、教育というものを見直していくには、やはり小さなころから何らかの形でかかわっていくことは大切ではないかということを思い、保育所の現場というのも教育委員会と一緒に考えていくことも必要ではないかというところまでの私はできれば答弁が欲しかったなというふうに思うわけです。

そして、民営化というのは別に私は反対ではございませんし、そのときも賛成いたしました。ただ、保育士に対する指導を特には行っておらないと先ほど答弁をいただきましたが、やはり保育士に対しても一律の一定感っているのは町立保育所と名がつくのであれば必要な部分があるのかなというふうには思うんですが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 形が定まったといえますか、そういったことでの指導は行っておらないということでございますけれども、やはり保育士の資質といえますか持つべきものは非常に子供さんからしますと大きな存在でございますので、これも研修等で高めていっていただかんといかんのですが、あえて町の方からこうだといった直接的な指導というのは行っておらないという答弁であったわけでございます。今、議員ご指摘の範疇につきましては、今後よくご意見を承って対応したいなあというふうに思います。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 少し前は、保育士によってその保育運営の形が見えると言われたような時代もございました。やはりその環境の整備に当たっては、民営化をするのはいろんな意味でよい部分、悪い部分ということがありますし、今後、民営化ということに当たっては保育所だけではなくてほかのことも今、検討をしておると理解をしております。

民営化に当たる際に、今回の事件もそうですが、やはりできるだけ想定と、そして実

際に利用する方々の気持ちを判断される、選択されるという部分に入ってくる部分においては特に無駄がないようにしていただきたいなと思うところがあるわけですが、簡単な言葉で言ってしまうと言葉足らずかもしれませんが、そういった取り組みを一つ一つこなしていくことが町にとっては経験として大きなものになっていくのかなというふうに思っております。そういった意味で、今の民営化の状況をよくとらえてほかの民営化の形にも生かしていただきたいなと思うところがございしますが、部長、いかがでしょうか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） やはりいいところを特化をしたという形でのこのたびの指定管理者という採用だったと思うんですが、これにつきましては非常によかったのではないかなあというふうに私は思っております。これまでのところ順調に運営がされておりますし、そういった意味では評価をいただいておりますというふうに思っております。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは最後に、先ほどの質問も同じでしたが、末端までなかなか行政の考えというのは行き届きにくい状況があるということをやはりご理解いただきまして、そのアンテナを高く持っていただくような形で住民が、結局住民ですから、何を望んでおるのかという部分をできるだけ把握する努力というのはいろんな面においてしていただきたいというのが全体の中の大きな趣旨でございします。今後、そういった部分も町長もとらえられまして政策の展開に努めていただきたいと思いますと思いますが、その辺のあたりだけ町長に答弁を求めて終わりにしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） こうした問題、これからやはり太子町の行政の中では重要な位置づけになるとこのように思っておりますし、そうした中で十分にお互いが意思疎通を図りながら、また将来の子供たちのために取り組み

をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 よろしくお願いを申し上げます。おいて監視を続けていきたいなと思いますし、今回の件、再度、町も一緒になって信頼の回復に努めていただきたいと思います。

以上で4番上山隆弘の一般質問を終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で4番上山隆弘議員の一般質問は終わりました。

次、3番中島貞次議員。

○中島貞次議員 3番中島貞次、公明党。通告に従って質問をいたします。

それではまず、質問通告書にあります、道路特定財源について質問をさせていただきます。

歴史を振り返ってみますと、道というのは大変重要な働きをしまいいりました。中国、西アジア、東アジアを結ぶシルクロード、これは日本にも非常に大きな文化の影響を、あるいは産業の影響を与えたわけです。江戸時代には五街道、東海道を中心にして東西の京都、江戸を結ぶ重要な起点、道路としての役目があったわけで、それが大いに文化を発展していったわけです。そういう意味で、道路、道というのは異文化交流の促進であり、また各種産業の交流、発達に寄与する点が非常に大きいと思います。

そういう意味で今回、特に近年、別の意味でガソリン代が非常に高くなったということからどうなっているんやということで、道路特定財源の問題とか暫定税率の問題とかいろいろ出てきているわけです。ところが、道路特定財源につきましているいろいろ調べていきますと、非常にこれは大変重要な問題をはらんでいるということがいろいろ分かってきました。国会では、ある議員からはそれは当然、道路特定財源でなしに一般財源化を進めるべきだという、そういう意見もあります。しかし、私自身、もし町会議員でなしに一般町民であれば、ガソリン代が非常に高くなるとい

うことは非常に生活が厳しくなるわけですから、それは当然何とかしてガソリン代を減らしてほしいという切なる願いであったわけですが、いざ立場が変わりますと、一個人ではなしに町民全体のことを考えていけばいくほど、この道路特定財源というのは非常に大きな問題があるなど、そういうに思っていました。

これは、もし道路特定財源が廃止されることによりますと、地方自治体の収入、歳入が大いに不足するわけで、非常に大きな影響が出てくると考えられております。兵庫県の場合には、もしその道路特定財源がなくなりますと、試算として324億円が減収されると。うち県の分は215億円で、各市町の分は109億円も減るというふうに総務省がまとめておられます。そういう意味で太子町の場合、道路特定財源としての歳入というのは、実際幾らあったのか。その款項目で言うかどうかという款項目で入ってきているのか、それを1点お伺いしたいと思います。

そして次に、この道路特定財源、ガソリン税というのは当然、車を運転する人がスタンドへ行ってガソリンを入れてそこでお金を払ってそこで徴収されるということですから、当然、道路環境整備に限って使用されるものと、そういうに理解できます。もしこの道路特定財源の中止による地方への影響は大きく、住民にとってもいろんな面で影響は出てくるわけです。例えば、通学路の歩道整備がとまってしまうと。今、太子町でも場所によっては歩車道が完全に分離されていない場所が結構あります。道路のそばを子供が通る非常に危険な箇所も結構存在するわけです。とか例えば、大きな問題ですけども、ＪＲ網干駅のあの踏切、開かずの踏切解消などそういう渋滞の対策とか、それからあと橋りょう、橋の耐震補強とか緊急道路確保ができずに困ってしまうとか。ほんで、地方負担金が確保できないために幹線道路の整備ができないとかというふうないろんな住民にとって、住民生活にとって大きな問題が生じていくわけ

す。ですから、太子町としてもこの道路特定財源というのは実際有効に使われていたのかということやね。

ほんで次に、太子町の場合に、現在、町内で予定されている国あるいは県及び太子町が建設する道路並びに道路整備の今後の予定あるいは計画をいろいろ聞いておるんですが、一つのまとめとしてお尋ねしたい。ということです。まず、その点よろしく願います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） ガソリン税は、国の財源となる揮発油税、それと地方の財源となる地方道路税によって構成されております。本町に対しましても、地方道路税といったものが地方道路譲与税として配分をされております。18年度決算の数字で申しますと2,580万5,000円でございます。そして、本町の道路特定財源収入、これは統計上で言いますが、その対象といたしましては款項目で言いましたら、まず自動車重量譲与税が款で地方譲与税として、項で自動車重量譲与税、そして目で自動車重量譲与税でございます。そして、同じく地方譲与税としまして、項で地方道路譲与税、目で地方道路譲与税。そしてもう一つは、款で自動車取得税交付金、項で自動車取得税交付金、目で自動車取得税交付金というこの3つが太子町としての特定財源として予算措置をされております。仕様につきましては、すべてこれ一般財源の中での処置という形になっております。

ちなみに、18年度決算におきましては1億7,982万7,000円の決算額となっております。それで、暫定税率カット、これは税率で言う本則の率でございますが、そうした場合には1億7,982万7,000円が9,901万2,000円といった額に置きかわられまして、影響額といたしまして8,081万5,000円といった形での影響が出ております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、私

の方からは2番の、これは今後の太子町内の国・県、町の建設する道路及び道路整備ということでお答えいたします。

まず、太子町内におきまして国の事業は当分の間ないというふうに聞いております。

それで、県事業につきましては、社会基盤整備プログラムによりまして現在実施しております東鯉崎網干停車場線、いわゆる沖代のとこの揖籠南北幹線の沖代工区と吉福グラウンドのところにあります一部の取り合い道路。それと、今現在、昨年から測量に入っております一般国道179号線、俗に言います太子道路ですか、俗にそういうふうに言われておりますけどもその道路と、今後、都市計画変更をにらみながら太子御津線、俗に言いますJRをオーバーする道路の工事の計画があるといったところがこれからの県事業の予定でございます。

それと、太子町の事業としましては、現在実施しております揖保線、吉福沖代間の県との連携によります道路の事業と、20年度から実施しようとしております沖代線の歩道整備の工事、それと先ほど来言ってます太子御津線の糸井から南へ走る区間のところのあの近辺の網干線の道路が姫路市の駅前再開発絡みでどういうふうな動きになるかということで、これも県事業になりますか町事業になりますかちょっとそこまでは把握しておりませんけども、これも近いうちに動くんではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

まず初めに、昨年度1億7,982万円ですが、道路特定財源としてあったわけですが、これについてすべて道路建設のための使用に使われたのかどうか、その点だけ確認したいんですが。道路建設というか、道路整備とか保全とかそういう意味で使われたのかどうか、それだけお願いします。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 統計上の国に対

する報告の中で道路特定財源収入として3つの税を言いましたが、太子町内における予算措置の中では一般財源化としてすべてに使われてるということで、特に規定して道路だけにとということではございません。

○議長（北川嘉明） 続けてください。

○総務部長（佐々木正人） 先ほど全体的に暫定税率ありの数字の中で申しましたが、本則の分を引きました影響額、そういったものについては道路に関しての部分で使用しております。

○議長（北川嘉明） 挙手、挙手は。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 ああ、済いません。この道路整備というのは、やっぱり今は車社会ですからその中であって将来にわたって、今、富岡部長からも言われましたけれども、太子町には東西南北にわたって非常に大きな道がそれぞれたつの市方面につながると、あるいは姫路の網干方面につながるという計画があるわけですが、そういう意味で今後の太子町の発展というのはある意味で道路環境が整備されることによってある程度予測できるのではないかと、そういうふうに思っております。そういう意味で、道路特定財源の必要性について最後、町長にお尋ねしたい。よろしくをお願いします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 今、国の方でもいろいろとこの問題については議論がなされておるところでございますが、やはり今、議員さんもお指摘いただいておりますように、この我々太子町におきましても東西軸は案外整備がなされておるといふふうに考えるとございすが、一番弱いのが南北軸。この道路を私はいつも県の方に出向きましても申し上げておりますように、そこの太子御津線で、その道路が狭隘なため、我々の町道沖代線、あの道路に通過車両が集中しまして大変な我々太子町としては負担を担っておりるところでございます。そうした関係上、やはりもっともっと南北軸はしっかりした道

路を確保しなければいけないと。そして、やはり今おっしゃってます揖龍南北幹線ですね、あれも山崎の方からずっと続いてきてまして播磨道から山陽道にも接続となっております。そうした流通また交通手段等々が、道路ネットがつながっていきますと、やはりそうした地域は社会へ反映するというふうに私も思っております。

そうした中、やはりまだまだ我々地方におきましては特定財源が必要であろうと、このように考えております。これからも鋭意そうした面、努力していき、しっかりとした道路網の確立に努めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後ともよろしくお願いします。

次に移りたいと思います。

平成21年から順次新しい学習指導要領に移行していきます。その中で、大ざっぱな質問ですが、今回新しく改訂される新学習指導要領についての見解を求めます。

○議長（北川嘉明） 2番、も。

○中島貞次議員 ああ、続けて、済いません。そして、今回の改訂では、1週間当たりの授業時間の増加、小・中学校とも大体1コマ以上増えます。その分、総合的な学習の時間が減り、具体的には国語、算数、中学校数学、理科等が増えてまいります。特に理数系が時間数が増えている。また、外国語、中学校においてもコマ数にしても1つぐらいですか増えていると。以前の前回、大きく学習指導要領改訂されたときのゆとりの教育を転換して今、世界的にも日本の学力低下が叫ばれておりますが、その学力低下を防ごうとしているように思えます。ほんで、文科省は世界の中で日本人の学力低下の実態を目の当たりにして新しい学習指導要領に反映していると、そういうように思われます。それはある意味、文科省の、国の教育行政の失敗による部分が多いと、そういうに思っております。

カリキュラムについても、中身を見ますと伝統を重視したり、あるいは国語、英語では語彙数、言葉の数を増やしたり、あるいは前回の学習指導要領では小・中、中高へとゆとりを目指すことから移ったカリキュラムの内容が、小学校で今まで教えていたものが中学校へ移り、中学校で教えていたものが高校へ移ってしまうというようなことがあったわけですが今度逆戻りをしてしまって、また高校の一部分が中学3年へ逆戻り、中学1年の一部分が小学校6年へ逆戻りという、そういう状態になってしまっているわけです。ですが、これも長い目で見たときに、教育行政、町とは直接関係ないかもしれませんが、国のそういう無為無策、文科省の無為無策ではないかと、そういうに感じています。

次に、そういう意味で学習時間数が若干増加し、ゆとりの教育を転換することで学力低下を防ごうとしているように思いますが、その趣旨は何なのかをお尋ねします。

次に、今回大きな目玉になっているのは、小学校5、6年生で英語を必修化しているという点にあると思います。週1時間英語必修ということになるわけですが、私は小学校で英語教育について別に反対するつもりはありません。大いにしてもらったら結構だと思うんですが、現行の小学校カリキュラムの中で英語を週1時間、わずか1時間ではありますが科目数自体が増えてしまうということで子供たちに負担にはならないのかと、そういう心配を逆にします。今、学校では子供たちが自由に英単語の発音を一生懸命習ったりして私にも教えてくれますが、そういう楽しみから逆に一つの科目となってしまうと、必修科目となると勉強科目となって、それがかえって子供に負担を与えるのではないかなと、そういう気もしますが。

また、その点、中学校英語とのつながりも懸念しています。小学校で教えたものをもう一遍中学校で再履修するというような事態にならないのかなと。そういう意味で、小・中バランスを考えたそういう教育システムを考

えないと不都合が出るのではないかなと思います。

そして、現行の教員免許では、小学校の先生の免許というのは当然、教育実習あるいは教育内容において英語に関しては入っておりません。そういう意味で、指導方法あるいは指導教官については一体どういう方向性で考えているのかと。私の知り合いで東京都に職員、教員として勤めておられる方が小学校におられますけれども、その方は美術大学を出られて教員免許を取られて、それで小学校でそういう図工専門の専科の先生として働いておられるというふうなこともお聞きしました。そういう意味で、英語の先生というのは特にそういうふうにならば、例えば英語の免許を持った先生を呼んでくるのかということまでちょっと分からないんですが、その点、分かる範囲でお願いします。

最後に、3点目の問題としては、高学年から英語学習が必修となりますが、その目的についてお尋ねしたいと。

最後に、私は学力低下を目にする余り、肝心の心の教育の後退につながるのはないかと今回の改訂を見て感じております。人格を高める、人間性をはぐくむ教育を本当の意味で目指さないと、学校の抱えるいじめ問題等の諸問題の解決はできないのではないかと考えております。私は学生時代の卒業論文では、技術系4教科にもっと力を入れることが人間性の向上を図り、心の問題を解決する近道ではないかということを書いたことがあります。

そういう意味で、この点、これは質問ではないんですが、以上3点についてお尋ねします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） まず、私の方からお答えをさせていただきます。

このたびの学習指導要領の改正に当たりましては、今回の改正教育基本法等を踏まえ公共の精神、生命や自然を尊重する態度、伝統や文化を尊重し我が国と郷土を愛するとともに

に国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが教育の目標として新たに規定されたことを踏まえまして、各教科等の教育内容の改善が行われるものでございます。

2番の授業時間の増加についてでございますが、子供たちがつまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習、学年間での反復学習などや知識、技能を活用する学習、観察、実験やレポートの作成、論述などを行う時間を充実するためのものでございます。全国学力・学習状況調査の結果も踏まえ、このような学習のための時間を確保し、基礎的、基本的な知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力などをはぐくむことを目指しております。詰め込み教育への転換をするものではございません。ゆとりか詰め込みかということではなく、基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着とこれらを活用する力を車の両輪のごとく伸ばしていくことが必要であるということでございます。

の小学校高学年から英語学習が必修となるというその目的は何かということでございます。現在、多くの小学校において総合的な学習の時間等を活用して外国語活動、龍田小学校、斑鳩小学校、太田小学校で実施が行われておりますが、取り組み内容にはばらつきがございます。このため、教育の機会均等、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うため、英語を初めとして外国語の音声や基本的な表現になれ親しみ、語学や文化に対する理解を深めるとともに積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、中学校との円滑な接続を図るために、週1コマ程度の小学校高学年、5、6年生で外国語活動を導入するものでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、概略、学習指導要領について意見をいただきましたが、その中で特に気になるのは、伝統とかあるいは武道の必修化といいますか何といいますか、そういうふうな義務教育の中でそういうこともうた

われているわけです。そういう意味で一部懸念するのは、そういうある意味昔への復古みたいな感覚でとらえている人もあるわけです。そういう意味で、一步間違うと日本全体の右傾化ということもなり得ないというふうな心配をする人もあるんですが、その点、教育長どうお考えですか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） そういう懸念は私も、これ表面だけ聞いたらそんなふうに思います。そして、一番初めのときに中島議員がおっしゃったように、前、非常に中学やり、高等学校や学校現場が荒れました。その反省に立ってゆとり教育というのが、心の充実というのが打ち出されました。今回は特に理数系の能力が国際的に見て順位が劣るということでこういうふうな、僕としては文部科学省を批判するようになるんですけど、ちょっと慌てふためいてるよう感じ取れます。それは今度また本なんかお読みになったら分かると思うんですけど、私の調べた範囲では落ちこぼれが増えるというて京都造形大の寺脇研先生はそんなふうに教授さんはおっしゃってます。その一方、中教審の副委員長で、今、兵庫教育大の梶田叡一先生は、公立、私立の格差は減るだろう、ただし、この人は条件あるんです、教員を増員せんと、今のままの先生の数じゃあ、体制じゃあ格差は減らないとちょっと懸念されてる面もあります。

ですから、やはり今、中島議員がおっしゃったように、今、武道とかダンスを中学の1、2年で取り入れるという方向が出ております。それから、歴史教育を25時間増加させている。この辺で、あるいは古典を重んじる教育をせえとか、こういうことを言うてます。あるいは、道徳の時間を非常に重視するような方向が出ております。こういう点では、やはり私は現場でその辺をしっかり受けとめてやっていくと同時に、私の今の立場はそういうことを文科省に行って提言する立場です。あるいは、県の教育長と直接話する立場なんで、そういうことを現在も、例えば

小学校の英語教育はNHKのクローズアップ現代で国谷裕子さんがなさったような英語じゃあ、ありゃあ遊びですよというて僕、はっきり申しております。そういう懸念する面はこれから私も訴えていきたいし、この辺のレベルで言うとなかなか変わりませんのんで、せめて県のレベルで強く訴えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後ともよろしくお願いします。

そういう意味で、要は少子・高齢化にあって小学生、中学生というのはこれから非常に重要な位置を占めていく世代であります。そういう意味で、教育のあり方一つ変わることによって何十年後、30年、40年たった後の日本というのはさま変わりしてしまうというふうな状況もあると思われるわけです。

最後に、町長にお尋ねしますが、今後の教育行政において、町長の施政方針でも教育に関して非常に力を入れておられることはこの間拝見しました。そういう意味で、きょうおりませんが同僚の井村議員が再三にわたってブックスタートというふうに言ったことも施政方針として述べていただきました。ありがとうございます。そういう意味で今後、子供たちの未来に向けて一言、町長より発言をお願いしたい。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） この教育問題、私は余り得意な分野ではないというふうに思うところでございますが、しかしながらやはり今の若い世代の皆さん方、余りにも四角四面になり過ぎてるのではないかなというふうに思うところでございます。その反面、血の通う教育ですね、そうしたものももっと取り入れる必要があるのではないかと。すると、関連しますのがやはりすべての面での学力アップ、これは絶対に必要なことでございまして、そうした中でのゆとり教育といいますが、自然を取り入れるような、人間関係を形成できるようなそうした教育も必要であろう

と、このように考えるところでございます。

そしてまた、先ほどおっしゃってありましたように、若いときからそうした下積み、基礎教育ですね、幼児教育、そうしたものも必要であろうと、このように考えておるところでございます。そうした面にもお互い教育委員会とも十分に連携を図り、太子町の将来を担う立派な成年を育てていきたいなと、このように思います。ありがとうございます。

○議長（北川嘉明） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 いろいろ答弁ありがとうございます。今後も福祉教育全般にわたって町の力をおかりしたいと、そういうに思いますので、またよろしくをお願いします。

以上、ありがとうございます。

○議長（北川嘉明） 以上で3番中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、5番服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼いたします。通告に従い質問いたします。

1、本町小学校の英語教育の学習指導要領改訂後のあり方について。

学習指導要領が改訂され、平成21年4月から小学校において英語教育が必修となります。そのとき、恐らく多くの小学校は週1回の割合で英語の授業を行うと思われます。今年度、本町では太田小学校が文部科学省の「国際理解推進の拠点校」に指定され、宍粟市在住の外国人教師と太田小学校のクラス担任で授業を行い、5年生5クラス、6年生4クラス、計9クラスの児童を対象に、各クラス13時間掛ける9時間、10月3日開始、2月6日終了で行って来ました。学習内容は、カラース・アンド・シェープス、アニマルズ、オキュペーションズ、ナンバーズ、ファミリー、シーズン・アンド・マンツなどについて学習して来ました。

今回の質問の趣旨は、今後、本町においてどのような英語教育を小学校において行っていくと考えているかを問うものであります。あわせて私の考えを述べ、参考にしたいと思いたいと思うものであります。

過日、同僚議員と岡山県のあるところに視察に行きました。現在、小学校で英語の授業をされており、みずからも幼稚園児や小学生児童などに英語を教えるインターナショナルスクールを開設されている方と話をしました。その方は、自分の教える小学校に来年度からケンブリッジ児童英検に沿った教材を使用し、アクティビティー・ベーストな授業を展開したいと言われていました。現在、みずからが経営される学校においても、ネイティブの教師はすべての指示を英語でされ、児童も英語で応答し、活動を中心とした授業をされている現場を視察しました。

小学校に週1時間の英語の授業で果たしてどれだけのことができるかという点、つまり語学学習には時間が必要であるのでどこまでできるかという点はあると思いますが、小学校の英語教育をぜひ成功させたいという強い願いを持っております。

そこで、(1)教員は日本人が対応するのか。外国人のネイティブを含めてするのか。もし、毎回ネイティブを依頼するなら、授業時間数、クラスを考えると町内4校では外国人教師は2名は必要になってくると思われるか。そのあたりはどう考えておられるか。

予算はどう考えようとしておられるのか。予算との兼ね合いによっては、ある日は日本人教諭のみ、ある日は外国人教師もということもあり得るかもしれません。

(2)目標をどのような点に置こうと考えているか。

(3)開始直前に対応するのではなく、前年度から準備しておく必要があると思いますが、そのように進めてもらいたいと思いますがいかがかなどについてお尋ねします。

私は、次の3つの点を今後の活動の中で考慮したいと思えます。1番目、楽しい授業であること。2番目、異文化理解を児童にさせるという視点での授業であること。3番目、活動を中心とした児童に飽きさせない授業であること。この3点が小学生の指導に当たっては最も重要なことであると思えます。

同時に、日本人教員が日ごろから外国のことにもっと目を向けていることも大切であります。教員の自己研さん也希望したいと思ひます。

また、外国人教師を雇用することになった場合、よい教師を選ぶことが大切であります。日本文化にも理解を示し、日本人教員と協力していく姿勢を持った方、日本語にも理解を示す方を選ぶことが大切であります。外国人教師は本当にどういふ人を選ぶかが大切であり、単に英語を話せる現地の方というだけではよい教育は望めません。新行革大綱で民間から外国人教師をとるという検討項目があることも、経費の点からだけでなく教師の質という点からもぜひ十分検討をしていただきたい項目だと私は考えております。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） お答えいたします。

おっしゃった順番になるかどうか分からないのですが、小学校の英語は5年生、6年生で週1時間必須となります。これはおっしゃるとおりでございます。ほんでまず、こういう段取りになつとるんです。平成21年から22年、この2年間は試行段階で小学校を実施いたします。それから、本格実施は平成23年、2011年から本格実施という方向になります。そして、現在、兵庫県はどない考えてるかということがこの町にも直接影響しますんで、兵庫県は現在の小学校のそれぞれおられる先生で英語の堪能な先生をその担当に充てようと今はしております。こんなふうにならなかつたの県の教育長会でもそういう説明でした。

ほんで、私は今、服部議員がおっしゃったように、ほんまにこの目的は国際理解あり国際的なコミュニケーション能力を高める英語がしゃべれるような子供をつくるのが目的でなければ税金の無駄遣いやと、そんなふうにならなかつた間、県の教育長会で僕は発言しました。ちょっときついこと言うたかも知れませんが、週1回ですからやはりそういう外国人の先生の中で、英語の中で育てんと、とにかく

く言語という学問は反復練習で、回数が多いほど堪能になっていくと思ひます。服部議員は英語の先生なんで、えらい個人的なことを言うて悪いんですけど、ほんなことを言うたら笑われますけど、やはりそういう面で週1回ということを考えたら、今、本町は4校小学校があります。あと3年か4年したら全部で14クラスぐらいになります、学級数が。そうすると、外国人の先生雇うんだしたら2人要るのはおっしゃったとおりです、それぐらいになります。今の学級数でいきましたらそれぐらいの想定をしております。そうすると、やはり町としては財政的に苦しいかも知れませんが、これはまだ相談いたしておりませんが準備の段階として、なるかならんかは別にして、外国の先生を1人でも入れてもらえんかということは思っております。でも、まだ全然話し合ひはしてありません。

それから、3つの条件は当然です。楽しくやる、それから異文化をしっかりとつかませる、それから活動を重視する、飽きさせない、この3つはやはり、英語嫌いになつていくのはその辺からなつていくと今まで大体の経験でそんなふうには思っておりますんで、その辺は留意してやっていきたいと思ひます。

それで、もし外国の教師の授業をとるとしたらALTが今おりますんですけど、当たり前外れがあります、随分あります、はっきり言うて。ああ、こらあ月30万円も払つとんですけど、それと往復のアメリカならアメリカの、ニュージーランドならニュージーランドの旅費も払っております。大変なお金かけております。ですから、そういう面で教育長会がありましたら、どこにどんな外国人の教師がある、情報交換はもう既にやっております。すばらしい先生も聞いております。そういう先生がもし日本に残つとてこっちの希望する金額ぐらいで来てもらえるなら、私はそういう人を選びたいなあと思っております。ですから、この英語は本町としては、私としてはそんなふうには考えております。

それから、これは決して受験のための教科でないんです。評価はいたしません。ですから、これによって子供が教科の負担は受けたりいたしません。評価はいたしません。これははっきり県教委が申し出ておりましたんで、申し添えておきます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 外国人の教師を雇うことについては、先ほど私も最初に質疑した中でやんわりとした表現で言わせていただきましたが、教育長が今そのようにおっしゃっていただいたわけですが、私もそのことは外国人を雇う場合にそのことを十分、今、教育長言われたように考えていただいて選んでいただきたいと思います。小学校におけるこの取り組みがぜひ成功するよう、私も背後から協力してまいりたいと思っています。

先ほどの答弁では、(3)の前もって準備してくださいという点のお答えはありませんでした。先生方や教育長会も日々の活動があるのはよく承知しておりますが、このたびの英語を中心とした国際理解、教育に限らずその他の事柄においても教育内容や児童・生徒の活動内容について事前に十分検討されて教育されますよう求めておきます。

続きまして、2番の質問に移ります。

ごみ収集の委託のあり方について。

現在、太子町では、午前中収集を目途として生ごみを回収しています。本町が単独で業者に委託していたときも、また揖龍衛生に事業をしていただいている現在でもごみの単価が高いのではないかと多くの議員から出されてきました。単価が高いのかどうか、現在の委託業者がどうなのかという点からだけではなく、ごみ収集に係る経費が現在より安くないのかという観点から、またそうなれば町民にその分ほかの事業で還元できるとの趣旨から質問いたします。

揖龍衛生に委託する前に、従来、本町が答えてきたことも、また現在、揖龍衛生が答えていることも、太子町の生ごみを午前中に収

集しているために高くなっているということでもあります。しからば、午後にも収集するならば揖龍衛生が積算根拠としている掛け率にしてもなくなるわけで、太子町が負担する額は軽減され、大ざっぱに言っても年間2,000万円から3,000万円弱程度、太子町の負担する額が減るのではないかと。現在、たつの市の収集は午後もされており、しかしその終了の時間差は太子町と比べてもおおむね2時間ないし3時間のようであります。もちろん、ごみの多い、少ないの状況（特に年始は現在も業者が大変苦勞されているようである）や工事による遅延等があり、一概には言えない面もあります。また、住民がこのことを許して下さるかどうかを考えなければなりません。

また、現在のごみの置かれ方（ごみステーションがあるか、道路上にごみ袋を置く状態になっているか、猫やカラス等に袋を破られないように網をかけるなどの処置がされているかされていないか等）も考慮に入れなければなりません。（ただし、ごみ回収業者からは、午前収集のみであろうと午後までの時間がかかろうと、猫やカラス等は破るときは破るし、破らないときは破らないと聞いています。）ごみ収集場の設置状況は、大ざっぱに言うと太田地区、龍田地区は設置状況がよく、石海地区は一部設置されていない場所があり、斑鳩地区はその住宅の込みぐあいからだと思いますが、集積場ができていない場所（路上に野ざらしの場所等）があり、私も現状を調べた関係上、今、絶対に午後も収集すべきだと言っているものではありません。

新行政改革大綱にはごみの有料化の検討という項目は入っていて、ごみの有料化を今後検討していきたいというのが当局の考えであります。しかし、私が今回提起する問題は入っていません。確かに、午後も収集することのメリットとデメリットがあり、私も100%こうだとは今は言えない状況であります。しかし、検討項目として加えてはどうか。その是非も含めての検討ということで検討されて

はどうかという提案であります。経費は、長い目で見た場合には大幅に浮きます。1年当たり2,000万円は浮くでしょう。また、よしんば実施できそうだとした場合もこのことをすぐにということは、現在あるさまざまな問題からすぐには実施できないかもしれません。数年間時間をかけてぜひ検討してはどうか、検討していただけるかどうかについてお尋ねします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ごみの収集についての検討いかがというお尋ねでございますが、今、服部議員さんの方から質問の内容でも述べておられたように、本町におきましては普通、生ごみ、それから粗大ごみについては午前中の収集ということで臨んでおります。これらを臨んだいきさつといたしますか実情も今、議員さんの方からおっしゃっていただいたようなんですが、本当に実際見てみますと、粗大ごみにつきましてはやはり収集までの間、かなり本来の道路の使用に支障が出るような形態もなっております。また、普通ごみ、生ごみにいたしましては、やはり夏の間を中心としまして非常に特に周辺には環境上もよろしくないという状況がございますので、従来から午前中を目途にということでの収集をお願いをしておるところでございます。

今、質問の中にも検討項目で有料化というところが触れられておりますけれども、この収集形態のあり方につきましても、当然、有料化を検討するに当たってはやはり負担の公平化、ごみの減量化といった目的を持って検討をするわけでございますが、やはり有料化といいますと従前、今現在、税によります住民の皆様の負担ということでございますから、別の言い方をしますと見えない負担といいますか、有料化をすれば見える負担という形態、住民の皆様からはそういうふうに変わるということでございますので、やはりそういった負担という面からも当然、有料化の検討の中身にこの収集のあり方云々についても

議論をされるのではないかなあというふうに思っております。

非常に問題点等々も議員さんの方からおっしゃっていただきましたので、すべて状況というのは認識をされてご理解をしていただいておりますというふうに思います。したがって、検討といいますか、何も行財政の項目に上げなくても当然考えればええわけでございますが、繰り返すようでございますが、やはり環境保全といったような大きな観点から、また住民の皆さんもほぼこの長い年月、そういった今の形態に定着といいますか習慣化といいますか、そういった生活サイクルに入っている部分がございますので、なかなか検討するに当たりまして時間を要するのではないかなあというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ごみの設置場所等、先ほど部長が言われたように私も認識した上で申し上げており、これ本当に私も言いながら大変なことであるなと思いながら一つの問題提起として言わせていただいております、いろいろ今後考えていただく中に一つのこととして加えていただきたいと思います。例えば、午前だけでなく夜間の収集という方法もあります。これは、住民の皆様が帰宅された後、例えば午後8時ごろから収集するものです。これは地域によっては、特に九州地方では普通のこととしてなされております。

先ほども部長が言われましたが、新行革大綱で当局はごみの有料化、これ見える形になると。つまり、このごみ収集袋の販売の値段を高くするということになりますが、このことを今、当局は検討課題としているわけですが、私が提起していることは町民の負担が減るという反対の発想であります。やわらかな発想で考えていただいているいろいろ考えていただいて、これはもちろんごみのことだけでなくって柔軟な発想で、今までこうやったから絶対ちょっとこうせなあかんのんやということではなくって、いろいろとやわらかく考えて

いただいていい方法を見つけていただきたい  
と私は思っております。このことだけ求め  
て、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北川嘉明） 以上で5番服部千秋議  
員の一般質問は終わりました。

次、10番花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 10番花畑奈知子。通告に  
従い、療養病床の再編成について一般質問さ  
せていただきます。

平成18年6月において、健康保険法の改  
正、医療制度の改正の施策を国が打ち出しま  
した。現在、全国で療養病床は38万床あると  
ころ、15万床に削減する計画です。その上、  
平成24年3月には、介護保険適用の療養病床  
は廃止すると国会で押し切りました。

県下で若者の多い町と言われている太子町  
でも高齢化は進み、年1回の敬老会において  
も、平成17年の敬老会員は1,652人中、出席  
者は688人でした。18年は1,804人中、出席者  
は663人、19年は1,864人中653人と、会員は  
増加しているが出席者は減ってきています。  
太子町文化会館は800席あり階段形式になっ  
ていて、座席の下にかめが埋められており、  
音楽効果のすばらしいホールにつくられてい  
ます。たつの市の赤とんぼホールは1,300人  
収容できますが、音響効果並びに会場の雰囲気  
は太子町の方が抜群にすぐれていると言え  
ます。そんな会場へ老人ホームから初めて出  
席された女性の老人は、すばらしかった、生  
きていたら来年もぜひ行きたいと言われたと  
聞いた人が印象に残っていたので、施設のお  
世話人の方に来年も行きたいと言われた例の  
おばあさんは今年も来られましたかと尋ねる  
と、亡くなられましたの声を聞いて私は絶句  
しました。

太子町の唯一ある介護療養型医療施設であ  
る太子病院は、太子町及びたつの市の人が  
100床でお世話になっています。太子病院に  
この制度をどうお考えですかとお尋ねしてみ  
ますと、病院も150人の職員を抱えています  
と。兵庫県は国の方針を緩めると兵庫県から  
は聞いているんですが、しかし介護老人福祉

施設へ移ってもらわないと死活問題ですと  
答えられました。西にまほろばの里、東に老  
人ホーム聖園が存在していますが、100人の  
人たちがそこでお世話になっておられる現  
在、まほろばの里で50床プラスショートステ  
イ10床のうち、ここでは200人待ちとなっ  
ています。聖園では50床中45床待ちというの  
が実態です。馬場に老人ホームふるさとのた  
よりがあり、阿曾にも街かどケアホームもも  
かがありますが、18人入所が限度です。国や県  
の方針を受けて、太子町の見解をお尋ねいた  
します。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今のご質問で  
ございますが、議員さんもお承知のとおり、  
平成18年からの医療制度改革の一環といたし  
まして医療療養病床の転換ということが、こ  
れも全国一斉に報じられておるところござ  
います。ご指摘のとおり平成23年度末で介  
護療養型医療施設については廃止をするとい  
うことが打ち出されております。国の方で、  
国会の方で審議をされた中で、その方針を受  
けまして兵庫県では各医療機関のアンケート  
や入所中の患者の方の病状等を考慮をいたし  
まして、兵庫県地域ケア体制整備構想を策定  
をされております。

その中で、兵庫県下の療養病床の転換計画  
でございますけれども、医療介護の療養病床  
約1万4,500床、県内ございまして、そのう  
ち約9,235床を医療療養病床として残し、残  
る5,270床を介護保険施設等に転換をさせる  
としております。また、この西播磨の県域の  
計画、県の県域の広域計画では、医療介護の  
療養病床749床のうち418床を医療病床とし  
て残し、残る331床を転換をするということに  
なっておるようでございます。

アンケートをとられての計画数値でござい  
ますけれども、この方針にのっとってどうす  
るかといったことをまだ定めてない機関がご  
ざいます、多くあります。県に聞きますと、  
この平成20年にも再度アンケート調査を行っ  
てその計画の見直しを図るということをおっ

しゃってまして、そのあたりも今、花畑議員さんの方が質問の中で触れられておりましたように、県の方の対応も若干当初とは違ってくるかなという思いがいたしております。

最終的な今度、転換の方針といいますのは、やはり各医療機関の経営判断も当然経営がございますので、まだ現在のところ明確にされてないといいますが決定をされてないところがありまして、現在のところどの程度といったようなところは町の方ではまだ分からないわけでございますけれども、今後においての町の見解を今求められましたんですが、やはり国の方針、またその方針を受けて県が計画策定をされております。町といたしましては、なるだけ住民の皆さんのご心配の向きは重々考慮に入れながら、やはり国の策定といったところでその調整ぐあいというのを見守っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 実態を細かくお知らせいただいたんですけれど、医療改革により国や県の方針が変わると身動きとれないのが実態が分かりませんが、戦争中、夫や息子を戦地にとられてつめに火をともしように頑張って生き抜いてくださった今の老人があるおかげで今の幸せな日本があると考えます。この人たちに感謝をし、一生一度の命が大切にされる“和のまち太子”にふさわしい運営をしていただき、医療難民のあふれる不和のまち太子と言われるような運営にはならないようベストを尽くしてくださるよう強くお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（北川嘉明） 以上で10番花畑奈知子議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は3時10分とします。

（休憩 午後2時55分）

（再開 午後3時11分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

最初に、太子町の新行革大綱第4次について伺いたいと思います。

町は新行政改革大綱第4次を行財政審議会に諮問をして、その審議会は延べ2回、4時間弱の審議で、1月30日の答申を私は町が誘導したと思います。

内容的には、やはり無駄を省いて合理的な組織の確立と運営等で、行政内部の経費節減は当然であります。新たに住民負担を課すものについては事前の関係情報の公開、提示、それから議会と住民の意見を聞くべきであると、このように考えます。そういう点から、町の今後の取り組みについて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 新行革大綱につきましては平成20年度から5カ年を計画期間とすることで、太子町新行政改革大綱第4次及び同実施計画案につきましては町のホームページ及び地区公民館に公表をいたしまして意見募集を行い、約11名の方から11件の意見をいただいております。また、その後、行財政審議会の答申を踏まえまして内容を決定しております。

行政改革大綱とは、町が将来にわたりまして安定して町行政を運営するために、今後の町政のあり方などに対する改革の方向性を示したものであります。行政改革を必要とする背景及び目的、改革に向けての基本的な考え方や重点項目などを示し、今後の太子町における行政改革の基本理念や基本指針となるものでございます。

この質問の件に関しましては、先日の総務委員会においてもご説明しておりますが、住民負担を伴う事項など個々の取り組み事項の実施に際しましては、住民の理解と協力をいただくため町の現状、目的、必要性をお示しし、ご意見等を伺い、実施の可否を含めた施策の決定をしていく所存でございます。

ご承知のとおり、本町だけでなく地方財政はどの団体におきましても危機的状況でございます。経費の徹底した節減は今後とも続けてまいり、住民の意向に耳を傾けながら施策の決定をしていきたいと考えております。当然、立法機関である議会に対しましては本会議、委員会等で十分にご審議、ご意見を賜り、個々の施策に反映をさせていただきたいと思っております。審議会の答申におきましても、行政サービスの水準及びその住民負担に係る改革項目につきましては住民の理解と協力を得ながら推進を図ることといった意見が付されておりますので、この点を十分に踏まえまして行政改革に今後取り組んでいきたいということでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は委員会でももちろん言いましたし、今後のあり方については県などが議会に諮っているように、これからの取り組み方向自体は議会が議決をするっていうようなことに持っていかなければならないと思って言ってるわけですが、町長の施政方針などでは今年に限らず議会と住民の協働ということを再三言ってるわけありますし、これらに基づいていきましても情報の本当に積極的な公開、提示、その上に立って一定期間をかけての住民の合意を得ていく、それは前段として議会の理解と同意を得るっていうことが大事だと、このように考えます。

行政は、この中でも一部述べておりますように、最少の経費で最大の行政効果を得るっていうこと、それからスリムで効率的な行政運営の推進を図るっていう、これを最優先課題っていうふうに言っておりますことと、それから行政評価等の手法を用いての事業の方向性を明確化するとか、あるいは重点化と行政関与の適正化、こういうことが言葉では述べられても、具体のときにはこれらのことがどうなるかっていうのが極めて疑問であります。基本的な取り組み方向の中でも同じようなことが述べられ、コストの徹底した削減とかいろいろ言っておりますが、一方において

は住民と民間等との役割分担、これも必要なものがあるんです。当然だと思います。町政全体がみんなでつくり上げる、そういう方向がなければできないことでありますので、それにこそ理解と納得が得られて初めて効果を上げることができる。

しかし、サービスの面などをこの中で見てみましても、サービスについては一部触れております。しかし、全体的には住民の負担が伴っていく。先ほどもごみの問題もありましたが、既にごみ袋の有料化をして太子町は久しいし、こういうようなこととか、あるいは都市計画税、またその他の使用料、また税の問題も出てくるわけありますから、これらのことは長期にわたる論議の上に立って太子町のあるべき行政サービス施策、そういうものの上に立った合意が必要かと思えます。

そういう点で、どこまで議会と住民にこの協議、理解の場を持つかということがはっきりしないといけないと思うんで伺っているわけです。住民の英知とエネルギーを結集しながら住民同士が協力をして行政と協働したまちづくりのシステムの確立とかいろいろ触れてるんです。しかし、今までいろんなこと言ってきたけれども具体のときには、例えば今回の行財政審議につきましても質問で触れておりますように、全体の時間としては先ほども言いましたように2日間で4時間かけない。それは何でそういうことになるかといいますと、必要な情報がしっかりと委員の皆さんには伝わり、そして一緒に考える形になっていないからだと思うんです。情報がなかったら、発言しようと思ってもほとんど発言することができない。それが発言も、また意見を述べることもできないというようなことになりますので、情報の共有っていう立場をどこまで町が真摯に受けとめて対応をするかが問題だと思うんですが、その点どうですか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 全体的には行政改革大綱と申しますのは、先ほども申しまし

たように改革の方向性や基本的な考え方を重点項目として定めるといことでございます。そして、行政改革の基本理念や基本指針であるというものが行革の大綱となります。したがいまして、実施に当たりましては当然のごとく各そういった議会、各種団体方面、そういったものの中で個々の分について審議をしながらそれを実施に移していくといことでございます。

ただし、この行革大綱で申します実施というのは、あくまで個々でやりますといことを何回も今までも言わせていただきましたが、これは検討をした結果、今の現状においてやるかやらんかといことの可否を決めるのも実施という言葉で表現はさせていただいております。したがいまして、基本的なその目標を定めて取り組むべき基本項目を定めるといったものが計画でございます。個々の審議に対しましては、あくまで実施に移す段階においてそれぞれの関係する部局が寄りまして、また町民にも情報を提供しながら実際にやるかやらんかといことを最終的に決めていくというのが一つのやり方でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いや、それはそうよ、そのぐらいのことは分かって言うておる。要は、町もこれまでも、本日の一般質問の論議でも給食センターの問題、後で言いますけども、町側の見解と教育委員会が説明したとことと微妙に違うんですよ、よう耳かっぼじって聞いとったら分かるんですよ。もう既にそういう立場で動いてんのは教育委員会。今回私が言うてるのは、既に都市計画税の問題から皆触れてきて、これは行財政改革大綱でこういうことをうたっているのといような形になって押しつけられると、ほいでこういうことで決めておりますといことで押しつけられてくること。押しつけてくるときに許否をすればいいんですけども、情報がなかったら許否のしようがないと。行財政審議会と一緒にすわ。財政が厳しいしこうしたいんです言うたが、まあまあそんなもんかなと。あ

の答申はそういうものだと思います。ほいで、委員会で伺っても、内容的には答申書は行政が書いたと。だから、誘導というんです。そのようになっていくようになっていくように、またその必要な情報しか出さなかったらそうしかない、ほんでわずかな時間で結論を迫ると余計そうなるといことなんで、私は言うておる。

ほいで、これは定めたものが押しつけられるといことで、ほいで実際にはこれらの20年から24年までにこれを実施すれば、19億9,137万4,000円が効果として見込めるんだと、こういうようなことを言ってるわけです。そういう何もしないんだったら別段こういうことを言わんでもええわけですけども、その中には給料手数料等の引き上げの問題から、しかしサービスの分野ではほとんど触れていないというのが実態です。

本来、住民福祉の向上といことが地方自治体の基本的な法律に定めた取り組みでありますから、その点からいっても住民に負担だけを押しつけるようなことがほとんど書いてあってそれが押しつけられとると、私はこのように思うんですけど。それで、計画は計画だけやといことじゃないと思いますよ。その段階で審議をするといものの、実際にはこれにうたったとおりやらせていただきたいといようなことになってくる。そしたら、全体の情報が、議会が求める情報を含めて住民の皆さんに日々に情報が提供されておればまた別だと思いますけど、それらの情報は当局だけが占有するようない情報になっとんじゃないかと、このように思うんですよ。何でも求める情報を、個人情報以外については積極的に提供をし、一緒に考える姿勢に立つんかどうか、これは大事なことですんで改めて伺いたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 行革大綱の作成の素案づくりに対しましては、各職員に、全職員に対しまして指示をいたしました。その中で、提案としてそういう158件の一つの提

案が出てきました。そして、その中で当然、行革に値するものにつきましては我々職員の方で抽出をいたしまして、一つの素案をつくった中で審議会に提出をさせていただいたという。

ただ、最終的な審議につきましては、都市計画税一つとりましても、これは我々がもし実施ということになったとしても、当然に影響のある方についての事前の説明また議会での承認、いろんなことが要素が含まれますので、そういった個々のもろもろのものにつきましてはこれから情報提供をしながら検討をしていくという機会が多分にあります。したがって、あくまでもこの新行革大綱の作成というのは、基本事項を決めて今後こうやっていけばこうなるだろうといった一つの大きな大局的なものでございますので、当然に今の段階で個々の資料すべてを出していいか悪いか、それによって決められれば当然にこれはやるものという前提の中でやりますので、今の考えはそこまでは持ってないと。あくまでも大綱としての項目の抽出であるということの考えでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 そういう繰り返しとっても切り結ばないところがあるんですが、まずこの全体の効果のところをしてみましても事務の改善等効率化では292万円とか、あるいは電子自治体で987万円とか。しかし、財政基盤の強化の中で自主財源の確保、これは基本的に見れば都計税の問題なんかが入ってくるわけですが12億1,400万円とこういうふうな形になり、また受益者負担の適正化というのはこれ引き上げということですから1億1,300万円とか、こういうふうな形のものほとんどなんですよ、負担の増大。それは事前に言うといてあきらめさせるような形になったり、しかし住民の暮らしが疲弊している中でしっかりと、先ほど300万円以下の世帯の問題も出ておりましたけれども、太子町の住民の暮らし、世帯の実態、そういう中で行政は何をするのか。

一つは、矢祭町っていうのはここで何回も私は引き合いに出しますけれども、行政のトップも議会も住民もやっぱり自立の町としてこれこういうふうにやっていこうと、こういうことを取り決めて、そのあり方としては疑問な点もありますが、議会議員については日当制に変えてしまうと。条例可決してますからそうなっているというような状況が生まれておるわけです。ここでは、都市計画税の問題も再三、太子町の場合は最初から線引きがあるけれども、線引きがないような形で、都計法上のね、行政を進めると。事務を進めるということやってきたところで、さらに今このことによって何をするかという問題が出てくるんです。そういうことを無視してまた上げてきている。合併協のときにもそういう問題が出ておりましたし、これらが私はやっぱりたつの市との絡みで一つの溝ができていく問題だと、このように思います。それが今、自立の中でこういうことが出てくること自体、文字が出てくる自体も問題だと思えますが、そういう点で言ってるんです。

だから、達成できない、そういうことであればこんな数値は必要ないと思うんです。何もしないんだったら数値は必要ないと思うんですけれども、サービスの分野というてほんまに低いですよ。改善をするというのはほとんどないに等しい。あとは負担が伴うっていうことになっているようなことですから今、批判しょうです。その点どうですか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 現在の当然、財政のシミュレーションを行った中に対しましても、給食センターの設置、庁舎の建設、そして吉福の高度浄水化計画、そういった実施計画に載ってる分を全部含めました中で試算をした中の行革でございます。したがって、そういった例えば給食センターの建設の手法に対しましてもどういった事業手法でもってやるか、それによって建設コストも違ってきますので、そういった中でまたそういう物の考え方も当然違ってくるということでご

ざいます。

あくまでもこれは20年のところからの出発でございまして、項目的にはすべて上げさせていただいて、太子町における今後の事業計画に基づく実施計画に上げた、予定しました事業そのものも取り入れた中で現在の行財政計画というものを策定しております。したがって、そういったものが事業手法とかいろんな要素によりまして変更が生じるならば当然内容的にも、例えばそういった住民負担を伴うものにつきましても必要なくなる部分がございます。今の段階ではそれは分かりませんので、あくまで実施計画に基づいた計画の中で行うべき行革項目ということでの抽出でございまして。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いや、だから振興計画、実施計画それぞれ振興計画の見直しから始めるとあかんという何回も言うんですけど。今の時世でまたこれから次の振興計画を考えるっていうことになりますけど、今うたっているから、それで財政シミュレーションをやったらこういう財政になりますと、今の話ですと、要は。先ほども論議になっておりましたように、給食センター建設、それから吉福の浄水場の高度浄水施設の設置、こういうことをうたえば、老原のクリプト対策でも今になると紫外線照射の問題も出てまいりますし経費の問題出てくるわけです。その手法が変われば、変わりますと今言ってるけれども、その当時からもう少し考えればよかったということもありますし、センター建設っていうことも今うたって不足するというようなことを言ってるわけですから、それが押しつけられよるわけです。こちらはセンター建設先にありきでしょ、皆、このシミュレーションも。ありきはあかんがな。これから全体的な計画を見直さなあかと、財政事情を含めて。それが今回の大綱の中で、ほいでまた住民巻き込みでの答申としていうところを批判しよんですよ。後々また言いますけれども、こればっかりに時間ととるわけにい

きませんので、次に移ります。

次に、先ほど来問題になっております給食の体制とあり方について伺いたいと思います。

これは、給食制度を維持して安心・安全の給食を実施することが私は大切だと思います。給食センターにおける先ほど来問題になっている洗剤投入事件を含めて、給食の供給体制のあり方について伺いたいと思うんです。

特に、センターの管理運営については、以前から指摘と内部告発に対して適切に対応をしてこなかった私は結果であると思います。今回の事件も町政全体の隠ぺい体質にあると言っても過言ではない、起こるべきして起こった事件であると思っております。事件の全容と責任を明らかにすべきだと思います。

また、きょう犯人が内部の職員によって洗剤を入れたとこういうことで逮捕をされたわけでありましたが、この事件は逮捕をされたからといって終わったものではないと思います。これからが始まりだと思いますので、その点の説明を再度伺います。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをいたします。

まず、洗剤混入事件の全容ということでございまして。説明もしてきたわけでございますけれども、全体的には2月13日……

（桜井公晴議員「いや、そんなんはええがな」の声あり）

よろしいですか。

（桜井公晴議員「そんなこと聞きたいんやない」の声あり）

え。

（桜井公晴議員「そないなもん全容といわん。何で起こったかが全容や。何回も聞かされるほど要らんで」の声あり）

それにつきましては、この洗剤混入事件、混入の状況から故意に投入された可能性があるということで、子供たちの供給された、優

先されたと、給食を提供を優先させたこと、また関連体制の不備による対応の遅れ、さらに所管の教育委員会に報告しなかった等々深く反省しておるところでございます、早急に緊急管理マニュアル等を作成し、今後はそういうことがないように対応してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この議会でこれだけの議員が通告をしとる。何でか。単純にこれを引き起こした者が分かったらええっていうことではないんですよ。先ほど来それぞれの議員が言ってきておるように、体質的なものがあると。それで、その隠ぺい体質ももちろんそうなんです、特に私はこれまでのセンターに係ることで本席でも何回も指摘があり、また決算委員会でも指摘があったことに対して何ら手を打ってこなかったというところにあるように思います。それは何かと言いますと、上田議員も言うておられましたように、先に建設ありきの考え方が出たり委託で事を済まそうとしたり、そういうことになっているのではないかと思います。これまでも教育委員会が所管の委員会に出したこれまでの告発なりのもの、それ以外にないのかというたら先ほども出ておりましたようなことが出てきているわけでしょう。

ほんで、私は先日とも僚議員と早島町というて岡山の町に行ったときにいろいろ伺って、ここでやってるような、これは早島町の内部公益通報に関する要綱というのを18年7月14日に定めて、公益通報者保護法ですね、この法律の裏づけのもとに内部の要綱をつくって、そして内部からいろんな公益上のことについて通報があった場合に、またその内部の通報者に対する保護の問題と、また後の処理の問題等を定めた要綱が13条にわたって定められております。やはり町によってはこういう取り組みをしているということもございます。

その点から、内部からこれまでに何回どん

なことが通報なりまた報告されて対処を求めてこられたか、そういうことをしっかりと整理をしとるんかどうか。それがちゃんとこれまでにやられておったら、多分今回のような事件は起こらなかったんじゃないかと、このようにも思います。一つは人事異動の問題もこれまでに上げられておりましたが、私は本当にそう思いますよ。一つの例として、責任者がかつては部下だった者の下になると。そんなものではないと言いながら、上席にいる者もかつての上司には言いにくい。こういう人事も考え物だと。立派な者を配置してるといものの、いわゆる退職前の事なかれ主義に陥るとこういうことにもなるんですよ。食の安全をしっかりとやってるとは言いがたい、そういうものだと思います。

だから、全容の解明ということが今回の中で報告されなあかん。何で起こったかが全然今までに説明されていないんじゃないですか。私は全然、今までにいろんな人が聞いたけども、何でこんなことが起こったんやろうというて真摯に考えたか、町も教育委員会も。一遍説明してください。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今おっしゃる点ですけど、私は隠ぺい体質とかそれよりももっと大きな枠で、例えば今回の問題も教育委員会の側からの目線で物を見て判断してたように思います。それをやはり今のご意見を聞きながら思うんですけど、社会の目線や保護者の目線や保護者の立場や、あるいは社会の物差しを基準に社会の常識の中でこれからとらえていかなあ見落とす面があるし、全容に向けての解決策にはならないと深く反省しております。

それから、今おっしゃいましたいろんなこの事故、事件について私の方へ全部来てなかったことは、先ほどの井川議員や上田議員のときにお答えしましたように、あるいは上山議員のときにお答えしましたように、来なかったことは管理意識やなくて管理体制でやはり問題があったと、そんなふうにとらえてお

ります。そういう中で、そういう全容の中で1つだけが原因やなくて多くの問題の中で今回のこのことは発生したと、そんなふうにとらえております。

以上です。

（桜井公晴議員「長は、長」の声あり）

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 一つは、役定のことです。事なかれ主義が一つの原因ではないかというようにご指摘もいただいておりますが、そういったことではないというふうに。考え方によって、見方によってそういう見方もあるかもしれませんが、今後その役定についてもいろんな検討をする時代といいますか時期に来ているようにも思いますが、ただやはり人事のこの膠着状態から脱却するための一つの手法としてといいますか、そういうところもございまして。役定が事なかれ主義を生んでいるのではないというふうに私はそれは言えると思います。

今までの話の中でも、いわゆる所長の対応等について各議員からもいろいろ出たんですが、確かにそういった危機が起きたときにすぐ対応できなかったということについて、個人の資質というものもあるかと思いますが、私はある程度やはりそういったことが起きたときの危機マニュアル的なものができるなかった、だから組織全体での問題であろうというふうに。それがあれば、こういう場合のときにはこう対応するという現場判断というものができるという状況であれば、今回のことについても違った方向に行ったのではないかというふうに思います。

ただ、こういう事案が起きたことについての全容ということについては、警察の方でもその動機等についても今、捜査中というようなことでございますので、私どももそういったことについては把握はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それは分析せなあかんわ。そないな警察が調べよるというのは動機もそら調べな、警察としては当たり前のこっちゃ、それは仕事やから。ほいで、現に司直の方は15日に告発して、きのうでしょう、何をしとんやなと思いますよ、このぐらいのことに。

それは何ですけども、本当に内部で何で起こったかを、教育委員会も町も人事をめぐって起こっていることも一つ、先ほどもありますように民間委託が絡んで身分上の問題もあったんではないかというのも一つ、全体としては管理運営体制がなっとらへんとかいうことで、再三の内部告発、先ほど早島町の例を言いましたけど、これについての答えもしてくださいよ、こういうことが必要やなあというの。法律だけではなくて、条例、要綱でくるっていうことも大切やと思いますので、その答弁と。

それから、人事任用について総務委員会で、あるいは昨年、決算でもここで言うたことを覚えとってやと思うけれども、教育委員会のことやと長ははねとんですよ。何を言うとかんかというのや。任用は確かにパートとかそういうもののその任用はありますけれども、全体の管理っていう点ではどこに職員を置くのも町の任命権に基づいておるわけですから、内部の状況をしっかり把握すると、ほんでどういうことが起こったかともよう調べると。ということは、教育委員会が基本的にやって、その上で町側にも報告をして、そして一緒に人事を考える、配置を考えるということがなかったらあかんと思うんですが。

町の体質の中には、後の質問でも言いますが、契約問題で一定の瑕疵があったと、ただ損失も出てきたと、二重の工事を行う、あるいは特定建設業の問題でも指摘をしている。しかし、それに対してそこまで考えていなかったとかというようなことで責任の所在もけじめもつけない、これが町側にあるんですよ。教育委員会に言える義理ではないわね。人の配置の問題からすべてやはりよく聞

いて、これではいけないというときに教育委員会に対して物申さないといけないし、教育委員会は教育長を初め次長、課長があるわけですし、それらが一人ひとりの職員から言われていること、先ほども指摘がありましたようなことで、今回の事件ではもしそれが清缶剤が入りつつたら本当どないします。

ほいで、清缶剤で事件が起こったんでしょ、センターでこれまで。ようけ入れ過ぎてという話ありましたやないか。いろんなあれはあちこちに吹き出してきたりして後の始末が悪かったということも指摘がされて右往左往したものがあられるわけですから。それらのことが何で教育委員会が知らん。知らんはずがないようなことで人事について、また管理について一緒になって考えなかった結果でしょ。ほいで、それがやっぱり給食という食の安全を口にしながらおろそかにしてきた、そうじゃないんですか。だから、全容というても一つも説明できへん。もう一週間も10日もたったら、こういうことでこんな事件が起こるべきして起こりましたと、その説明があって当たり前違いますか、町側も教育委員会も。違うんですか。説明してくださいよ。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） いろいろおっしゃったんですが、一つ、所管の関係も今、桜井議員おっしゃってますが、たしかもちろん決算委員会のときでも申し上げましたし、私、福祉文教でも申し上げたのは、給食センターでの人間関係の問題があるんじゃないかというご指摘の中で、所管が福祉文教があるので総務常任委員会でわざわざしなくても、それは実際現場を預かってる福祉文教常任委員会のところで聞いていただいた方がいいのではないかと私申し上げたのを今でも覚えております。そういったことがおかしいと言われるのであれば、逆に私はなぜかなあというふうに思います。ただ、今回の事件については、私はそれを否定するつもりはございません。

それから、内部通報制度の早島町の例おっ

しゃいしましたが、太子町、現在のところそういったことについて考えていないところでございます。

それから、給食センターの建設ありきとか委託ありきでスタートしてではないかというようなご指摘もいただいておりますが、委託についてはそういう姿勢といたしますが、行革の中でもこの給食センターの委託ということについては方針を決め、ずっと進めていたところでございますが、建設についても実施計画の中でまさしく上げております。しかし、町長の施政方針で若干だけ申し上げておりますが、事業手法等についても検討したいということも申し上げております。それは、今まで各議員からのいろんなご意見もありますのでその辺のところを十分踏まえて、建設ありき一方ではないということをお願いしているところでございます。

清缶剤云々のことについては、具体的に私も報告といたしますが、そういったところを最近見たところで十分承知しているところではございませんが、清缶剤そのものがボイラーの中で給食そのものに多分入る状態ではないのではないかとというふうに、これは間違っていたら申しわけないんですが、そういうことがあったんじゃないかというふうに。ただ、それは事故ということも十分考えられる内容というふうに聞いてます。今回の事件については、逆にナチュラルソープが何か拍子で倒れてそれが混入するというような事案ではないということで、事件性は高かったということで今回につながっておりますが、その清缶剤の場合は逆に誤って入る可能性もあったのではないかとというふうに私は聞いております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 そんな……。

○議長（北川嘉明） 桜井議員、桜井議員、教育長。

（桜井公晴議員「ああ、そうやそうや、うん、そうや」の声あり）

教育長、教育長。

○教育長（圓尾哲一） 教育委員会として今、八幡副町長が申しましたように、いわゆる人間関係の問題、議員から指摘あったんですけど、そういう面で組織の風通しがやはり悪いのが全容の中の原因の一つだと、今回の件については今、八幡副町長が申しましたように私もそんなふうに思っております。

それからもう一つ、これは特に私自身が大いに反省せないかんのんですけど、危機管理意識がやはりもっと厳しいもので私にとらえとればよかったし、意識啓発活動をもっと充実させておればこのようなことはなかったと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 早島の例をわざわざ挙げたというのは、やっぱり内部告発した職員が基本的にはこの法律を施行するに当たって保護をされる。保護をされなんたらまた飛ばされるとちゅうか、不利益な扱いを受けるのと違うかと思ったら、内部からもまず言わなくなってしまう。それは自浄をしないということですね。地方自治法には基本的罰則はないんです。というのは、議会があります。それから、職員がこれはだめだということを、必ず自浄作用が働くということで罰則がないという、こういうことなんです。だからほいで、監査も内部でちゃんとしますということになっておりますので、そういう面から見れば保護される立場でないといけない。公平委員会みたいんはちょっとちゃうんですよ、また別の組織ですから。だから、そういう面で進んだところはいち早く制定をして職員を守る。それが企業でもやはりミートホープの問題とか雪印の問題とかいろいろ出てきて、かなりの勇気が、企業は特にや、勇気が要する。行政はそんなに首になったりしないけれども不利益な扱いを受けるんではないかっというこの中で、言わないで済むんなら言わんでおろうかと、こういうことになって事件が大きくなってしまいうということになりま

す。

そういう点で、これらのことを今は考えていないっていうような立場の方がおかしい。こんな事件が起こったときこそそういう保護をしていくようなことが、整理をされて何でも言ってくださいよというような形になってこないといけない。その姿勢に町が欠けると。それはだから隠ぺい体質にもつながるということを言っとるんです。

それから、教育委員会の風通しが悪いようにしてしまっていることが要因違いますか。何で風通しが悪うなとんじゃいな。だれがしとんじゃいな。だれかがしとんじゃがな。その風通しがどこでとまっとんじゃいな。とまっとるところがあるんじゃろ。ちゃうんかいな。風通しが悪いとなったら、それをちゃんと障壁を除かなあかん。町にも言ってんのは、障壁除かなんだらどなんもならへん、町の体質を変えなあかん、私はそない思うとんです。そうやなかったらこんな事件は起こるし、また今後にもそういう危険が伴うと。

ほんで、清缶剤も昨年の話でしょ。そんなんが何で今ごろや言うねん。皆きれいにしたんやで、苦労して、清缶剤のことも。そういうふうに聞いているけれど、事実反するんか。反するんだったら言ってくれ。しかし、内部でいろいろやってきているわけですから、そんな100倍ものものが一遍に入るはずがないと。内部の人にもう一回聞きないな。それを報告してください。そうでなかったら、私はそういう今のような説明では決して納得はできないし、無責任だと思います。その点いかがですか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 特に人間関係の改善のことで風通しがうまくいってないのは何が原因かということ、私はやはりこらあいさつだとかそういうものも含めて日常的な関係が根底にあるんやないかと、そんなふうに思います。やはりあいさつも大事な問題だと思います。風通しをよくするには。そういうところにも原因があったんじゃないかと。

それから、もう一つのボイラー室の清缶剤が入っていたのは、私はえらいほんまに申しわけないですけど最近聞きました。ボイラー室の中に入っとして、それを気づいてえらいこっちゃというので、今、議員がおっしゃったように大勢でそれを取り除かれて、清掃というんですかきちっとしてもう一度ボイラーをかけ直されたというのは報告を聞きました。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員、もう一度言うてあげてください。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はやっぱり職員を保護する、内部告発をするということは勇気が要ることやと。だから、保護するようなことの規定を設けると、法律だけではいけないから要綱をつくったりして対応をしないとあるというて今、早島の例を紹介したんですよ。だから、条例ではないですよ、早島の場合も。だけど、きちとうたってますわ、その委員会を設置してそういうものを迅速に処理をするとかというのは書いてありますわ。それは調べられたらすぐ分かるわけですけども、やはり公益上のことですから、公共は特に、そういう対応がないということが風通しを阻害する要因にもなるとということなんで、勇気を持って内部から言えるようにすること、そのために規定をつくることを求めとんですよ。それ返事がないから言うとなよ。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 桜井議員の考え方も分からんことないっておかしいんですけど、ちょっと僕、その内部通報制度というのは、今回の事案というのは組織の中で伝わってない部分があるということであればちょっと違うんじゃないかというふうな印象を受けました。したがって、その内部通報制度ということについて、私も全部一から十まで理解しているわけではございません。私、個人的にもちょっと勉強をしたいと、このように考えます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これ前の期の横田議員がここで追求したやろ。覚えてへんのかいな。横田はん言うたんじゃ、これ。言うたんじゃがな。

何をしとんじゃいな、ほんまによ。そういう危惧して元職員、収入役は言うたんや。ほんまやがな、うそも隠しも言わへんがな。

（「うそや言うてません」の声あり）

ほしたら、何で今ごろに研究じゃいな。そういうこと、だから職員を保護するということ、通報者を保護するという意味で法ができたときに速やかにやっとうとこが出とうということや。私はそのところと太子町とは全然違うしおかしいなと思うんです。

ほいで、清缶剤はタクマも呼んどんですよ。

何も職員だけでやったんや、タクマまで呼んどんやんか。そんなんが何でここへ入って今ごろじゃいな。この事件で初めて知った。これが圧力がこちらへ出とんですよ、このボイラーから管を通して。だから、洗管せなあかんとかということが起こったんですよ。それ知らんのかいな。大変なことが起こったんや。今年のことちゃいまっせ。

何でそういうことが起こるかということ、それから中でも話もせえへんと。話もせえへん者が給食を供給するんやで。職員一人ひとりが話をせえへん、何じゃいな、それは。今あいさつやとかなんとか言うとうけども、そういうことも含めて何が問題ということをもっともっと分析をしてもらわな困る。じゃないと、安心して安全な給食とは言えへんでしょ。そこをしっかりと整理をしてもらわないと、本当に皆さんが、子供たちが安心して食べられる給食とは言えないと、こういうふうには私は思うんですよ。ほんで、今後のことも含めてもう一度答弁求めて、次移りたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 内部告発制度の件でこ

ざいますが、そうした制度を設けていくのは、そらやぶさかではございません。しかしながら、やはりそれ以前にもっと考えるべき道もあるのではないかと、私自身はこのように思うところでございます。先ほどもおっしゃっておりますように、人間関係、そうしたものをなくしてそういう制度だけが先行するというのもいかなものかというふうにも考えますし、やはりこうした世の中、組織、そうした中で人間関係、いつも私も申し上げております“和のまち太子”にふさわしいそうした人間形成が先決ではないかと、このように考えるところでございます。内部告発制度についても、そうした面は十分検討をさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） あと13分です。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 13分、あと。ああ、そうか、忙しいなあ、こらあ。弱ったな。いや、ほんまに。

あと、これ、あとのことはまた委員会もありますので、そのときに追求したいと思います。人間関係をよくするのはだれかということです。

それから次に、入札契約制度についてですが、この件については再三言いますけれども、この入札制度の改善っちゅうのは毎日毎日検討をしてやっておかなければならない、全国的にもいろんなところで工夫が凝らされておるということなんですから、改善の方向、取り組みについて一つは説明を求めます。

それから、先ほど触れましたように、特定建設業との関係であります。特に特定の建設業者との密接な関係、これは先ほど上田議員から指摘があった本のこともありますね、余りにも密接過ぎる。そういう関係を絶たなければ本当にこれを改善はすることができないと。これは町長がすべきことだと思います。しかし、こういう密接な関係にあることを絶つということ、そして名誉を傷つけられ

た場合には告発をし争うということ、そういうことがしっかりと行われてこそ初めて住民との関係においても信頼関係が構築できるとこういうふうに思いますし、また入札制度の改善も進むものと思います。そういう点から伺っておるので、適切に答弁を求めたいと思います。

また、建設業法違反業者への対応も同様であります。いまだに原因の究明も、また再発防止、責任問題も明らかにしていないのは町でしょ。これもええかげんでっせ。だから、そんなことを繰り返しようから人間関係を構築するようにならへんねや。信頼関係が構築されてへん、そういうことがあると思うんです。それで、かばい合うと。内部でかばい合ったら絶対だめですよ。この給食センター問題も一緒です。かばい合ったり内部で隠そうとしたら、問題がしまいに大きくなって出てくると。こういうことなんで、この下水道管の布設工事のやり直しについてもけじめをつけてくださいよ。そうでなかったら、少なくとも町費の無駄遣い、税金の無駄遣いをしとんですからね。

それから、特定建設業についても気がつかなかったでは済まされへん。そこが受けて後の逮捕劇にも業者がつながってるわけですし、その後も中学校の下水道管の布設で契約を交わしておると。こんなこと繰り返したら、何ばお金があっても足りません。本当に無駄を省くという点ではそういうところからけじめをつける、ほいで行政内部でしっかりけじめをつけるということがなかったら私はだめだと思うんです。その点について、改善の方向とけじめの問題について、また責任の所在ととり方があると思うんですが、その説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、契約に伴う入札制度の改善の取り組みはということでございますが、これはたびたび申し上げておりますが、平成19年4月より一般競争入札の枠を拡大したところでございます。今後にお

きまして、入札契約制度検討委員会におきまして改善すべき点につきましては随時見直しをかけていきたいと思っております。

また、特定の業者との関係においても、地方公務員として疑惑の持たれることのないよう、職員につきましては日々、常日ごろから注意を促しているところでございます。

建設業法違反については、法の定めた対応に則していくのが行政の務めと、とるべき立場ということで行っております。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほどの下水道管布設工事の件でございますけども、これにつきましてはやはり現地の確認が不十分であったという反省から、昨年度8月に契約事務関係の事務、また事務処理上の問題とかそういう研修を行っております。また、それ以降につきましても、現在、今後の工事マニュアルといえますか、いろんな問題についてマニュアル作成に今手をつけております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 何もしようへんと一緒やがな。何がしたいんやいな。私はそない思うよ。けじめをつけてから始まるんじゃがね。そやか、マニュアル作成とかって、教育委員会もマニュアルとか言うとうけども、何をしとんや。これも一つのことを終わったらまた忘れる、のど元過ぎればということが繰り返されとうやないかいな。やっぱりそこらははっきりしないといけないと思うんです。

そいで、先ほど特定建設業者との関係ということで言いましたが、先ほどの本の問題でも出てきておるのは、余りにも町長自身が特定建設業者とぞっこんじゃないんですか。これははっきりせなあきまへんで。勝手口から勝手に入ってくるような関係があるということを書いとてやがな。いや、書いとてやがな。それをほうほうと言うとらんでそういうことやがな、お宅へ奥さんがまだおってのときや。そういうときにこんなことがあったというて書いとてんじゃが。ほら、そこに出て

くる業者はかなりある。ほいで、そこらがようけ請負ととる。それが結局は入札制度の改善に結びつかない要因だと私は思うんです。だから、聞いとる。

ほんで、その癒着、いわゆる密接な関係を絶てということと言よんですよ。それじゃないと、改善は望めない。それの中にやっぱり特定建設業者もおったということだと思うんです。だから、こういうことにけじめがつかん。だけど、今、経済建設部長が言ったように、現地確認が不十分、だれがそうしたんやということなんや。だから、そこらにけじめつけんからおかしい。それは絶対けじめをつけないといけない問題ですから、損失を与えとんですから、はっきりしていただきたいと思います。

ほんで、何分あるかいな。

（「8分」の声あり）

8分。

ちょっとぜひ行政も研究してほしいということがあります。国分寺、東京の、あちこち言いますけど、ここでは「もの・人・サービス」ということで、行政が発注するものが経済効果も生むし全体にもくるくる回るというようなことで一つの基本指針を定めて、市のいろんなものの調達に関する基本指針を定めてこれから進もうとしている。あちこちでそんな研究が行われ、進もうとしとんです。太子町もそれに乗り遅れていただかないように、公正性、透明性、競争性を発揮する中で地域が活性化できるような形をとろうということで取り組んでおられます。ぜひ研究してほしいと思うんですが、そのことに対する対応と。

それから、低入札の問題を含めてこんな本が、おたくらいろいろ見とての人があるんやと思うけど、これは業界の雑誌です。この中に、これ6月号やけども、東北大学の大学院工学研究科の教授で鈴木基之さんという人が低入札が悪いかということ、それから談合はなくなるかとかということ、総合評価方式が行われとるけどもこれはどうなんだろ

うというようなことを含めていろいろ提言をなさっております。これらのことについてぜひ研究をしてみる気があるかどうかを伺わんとあかんの、まずそれ聞きます。今言うたところくらいは、この本渡しときますから。研究せなあかんわい。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほどご指摘いただいた総合評価方式等については、19年度、今年度でございますが、いろいろ財政当局の方で研究を進めておりますので、20年度ではできればそういった試行的に導入といえますか、全部できないかもしれませんがとりあえず一件はやってみて、どういうふうな入札ということになるかということの研究したいと、このように考えているところでございます。

（桜井公晴議員「本は。国分寺のこと  
も研究するとかせんとか、せえへんのかいな」の声あり）

研究というよりは、一度そうしたらまた私、読ませていただきます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 町長は答弁ないな。しょうがない、それは。

私は、この先ほどの先生が言ってる中で、総合評価方式は万能かという問いかけしております、これ渡しますから。そういう意味で、これからは完全な技術の競争も大事なんでないかと批判しとってんやな。それから、談合はなくなるかならんかというたら、やっぱり談合はなくなる、ならんというてもそのことに触れられておって、多分なくならないだろうというようなことをおっしゃっている。しかし、低入札の問題がいろいろ出てきてるんだけど、発注者が定めた予定価格なるものの精算根拠が問われるからとかといういろんな話があんねんで。だから、結局はしっかりとした根拠を示していくようになっとれば堂々と出せるようなことが、これはどんな先生が僕は知らんのですよ。ただ、こん中に書いてあった、こういう業界雑誌にもこん

なこと書いとんやなあ思っって言よんですよ。どっかの先進的なところがやったんではなしに、学者がこういう所見を述べておると。

ほいから、国分寺の場合はぜひネットで調べてください。僕も全部、全容はつかんでません。こういうことを取り組んだらなということを今、紹介しよんやから。その点を研究をするということで取り組んでいただきたいなと思います。

それから次に、後期高齢者の医療制度について伺いたいと思います。

これは、このことが皆さんに知られるにつけ、75歳以上の対象者を初めとして現役世代の国民健康保険、これは共済保険とか一般健康保険もそうなんですけども、現役世代の国民からの負担も増大して、特に国民健康保険では平均で13.6%も税を引き上げようと、きょう配付された中にあるということですね。

これはもってのほかであると私は思います。行政の無駄を省いて一般会計から国保への繰り出しを拡大して加入者の負担を軽減すべきだと。今、予算が説明された中でも、前処理場については1億円に今はなってますけど、これまでは2億円がざらでありました。そういうものにお金をつぎ込むならば、この国保にきちっと繰り出しをして加入者の負担を軽減すべきだと、こういうふうに思います。基本的な方針ですので、また住民を大事にする、本当に今の暮らしを支えるという点では大事にしないといけない、そういう面からいまい層この助成が必要であろうと。

それから、この制度が本当に明らかになる中で、この制度の中止を求める声が強まってきております。住民と自治体の負担も増えるわけですから、さらには医療についても差別医療が押しつけられる。こういう内容でございますので、町独自でもやはり中止を求めること。ほんで、全国的には600を超える自治体でこれの中止を求める決議なども行われていっているのが実態であります。それほどこれは後期高齢者と称して、死ぬまでこの保険に加わるわけですから、2年に1回は税が

引き上げられるのははっきりしているという  
ようなことでもありますし、この制度がうば  
捨て山であり医療の差別医療で一定の限度以  
上のことは医療措置をしない、これほど恐ろ  
しい制度は私はないと思うんです。だから、  
自治体も負担が増えるわけですから、しっか  
りとこのことに対して意見を述べる、ほんで  
兵庫県にも当然これは今、中止を求めること  
を言ってるんですが、あわせて運用される中  
では自治体の負担を増やすこと、ほいで広域  
連合に県が負担を増やすことについても求め  
ることが大事でありますし、運営の透  
明性も求めなければならないと思うんです  
が、その点について町の所見を伺います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、ご質問  
の第1点は一般会計からの支援ということだ  
ったと思いますが、それにつきましては桜井  
議員さんご承知のように、私、運営協議会の  
席でも発言をさせていただいたように思いま  
すが、この医療保険につきましては当然、国  
民あるいは住民の互助精神に基づいたところ  
の保険制度、別の言い方をしましたら社会的  
安全保障という制度でございまして、それぞ  
れの受益と負担については厳格なルールとい  
いますか約束事が示されておるところでござ  
いまして、個々につきましては当然、公費の  
負担と保険料でもって事業運営を行うという  
のが基本でございます。

この医療という性質上、やはり不測の、予  
測を超える給付といったような事態とかそう  
いうことがなきにしもあらずということで基  
金というのが積まれるわけでございます。基  
金には給付を円滑に行うという一方で、また  
そういった不測の事態に対応すべく、保険料  
が急騰をするといったことをやわらかに緩和  
するといった意味合いでも基金の活用という  
ことが言われておりますので、保険料の軽減  
を図るために一般会計からの支援というのは  
この医療保険については適切ではないという  
ふうに私は思っておりまして、運営協議会の  
席でも言わせていただいたと思っております

す。

次に、この後期高齢者医療制度について国  
の方に中止を求めるというご質問でございま  
すが、この後期高齢者医療制度につきましては  
もう既にご承知のように平成18年6月、健  
康保険法等の一部を改正する法律によりまし  
て、この平成20年4月から施行をするという  
ことが定められております。国会の席で審議  
をされて決定をされた法律でございまして。昨  
年2月には私ども太子町も加入をいたします  
兵庫県の広域連合が設立をされまして、この  
去年の11月には保険料等々の基本的事項も決  
定をされました。現在、市町ともに広域連合  
の方で被保険者証の作成など発送に向けての  
諸準備が進められております。本町におきま  
しても、3月広報でこの後期高齢者医療制度  
についての記事を掲載させていただきまし  
て、4月からこの制度が円滑に実施できるよ  
うに取り組んでおるところでご理解を  
いただきたいというに思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は理解できへんねや。住  
民の暮らしを破壊するようなことやからや、  
医療と、だから声を上げよう言うとなや。そ  
らあ今、制度で動いとんのは、悪法も法なり  
で動いということは動いてますがな。動いて  
ることを言うてるわけじゃない。動いている  
けれども、そういう中で声を上げている自治  
体が出てきていると言うとるわけや。つき  
合えよと言うとなや、それも。それをしない  
ということは、ここの住民がどうなってもえ  
えという立場じゃないか。だから、制度の問  
題は説明受けんでもよう分かってますがな。  
そんなんと違うんや。だからこそ、法が通っ  
てもやっぱり中止を求めるようなことんま  
で動きがあります。また、その改善を求め  
るという動きも始まってます。やっぱり広域  
連合の中でも意見が出ている。兵庫県では余  
り出てないようですけども、各連合の中  
では出てきており、都道府県が支援、援助をよ  
り拡大するとか、住民の暮らしが疲弊する、

医療が破壊される。社会扶助っていうて言いますけれども、皆保険制度を破壊してきたのは政府やで。だから、そういうものがどんどん通っていきますと住民の暮らしもだめになってしまうんで言うております。

また、これは後々、予算がありますからそこでも言いますけれども、時間が来たのでとりあえずは終わります。そういうことを言うてます。しっかり覚えとってください。

○議長（北川嘉明） 以上で14番桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時26分）